

第 3 章 災害応急対策計画 (震 災 対 策 編)

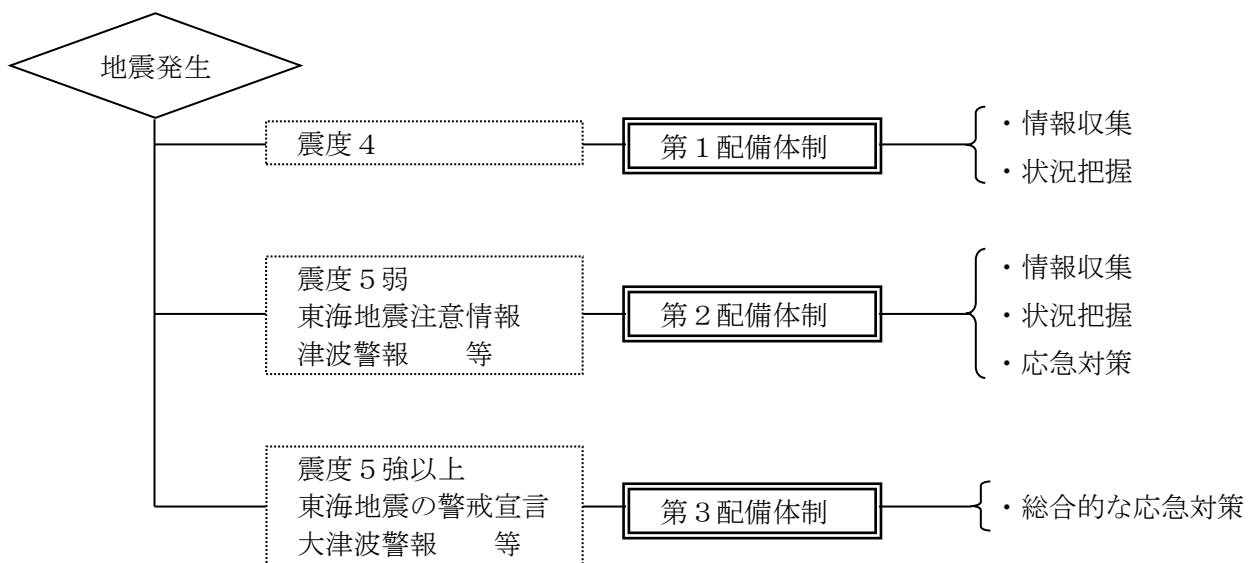
第1節 災害応急活動体制

第1 活動体制

● 計画方針

町は、町内に地震による災害が発生した場合、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努める。また、被害の発生を最小限度にとどめるため、災害規模に応じた防災体制をとり、防災業務の遂行にあたる。

1. 動員基準及び配備内容



■ 配備体制の種別及び配置内容

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 職 員
第1 配備体制	(自動配備) ・睦沢町域で震度4が観測されたとき ・その他状況により町長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合において、情報の収集及び情報の伝達等に備えて活動する体制	総務課総務班の主査補相当職以上、防災担当
第2 配備体制	(自動配備) ・睦沢町域で震度5弱が観測されたとき ・気象庁から東海地震注意情報発表されたとき ・町域で小規模の災害の発生が予想される場合及び発生した場合 ・千葉県九十九里・外房で津波警報が発表されたとき ・その他状況により町長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	総務課職員 まちづくり課職員、産業振興課職員、福祉課並びに健康保険課の主査相当職以上、保健師及び各課長相当職
第3 配備体制 (災害対策本部)	(自動配備) ・睦沢町域で震度5強以上が観測されたとき ・東海地震の「警戒宣言」が発令された場合 ・町域で局地的な災害が発生した場合 ・千葉県九十九里・外房で大津波警報が発表されたとき ・その他状況により町長が必要と認めたとき	相当規模の災害発生が予想される場合において応急対策活動に即応できるように災害対策本部を設置して活動する体制	全職員が配備につく

■ 各配備体制の動員計画

課 名		動 員 数		
		第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制
総務課	総務班	4名	8名	8名
	財政班	—	5名	5名
まちづくり課	政策班	—	4名	4名
	事業管理班	—	5名	5名
税務住民課	税務班	—	2名	8名
	住民班	—	1名	2名
福祉課	福祉介護班	—	3名	7名
	地域包括支援センター	—	2名	4名
健康保険課	健康保険班	—	6名	10名
産業振興課	産業振興班	—	2名	6名
	生活環境班	—	1名	2名
会計課		—	1名	2名
教育委員会 教育課	学校教育班	—	2名	5名
	生涯学習班	—	1名	8名
	睦沢こども園	—	1名	26名
議会事務局		—	1名	2名
社会福祉協議会事務局		—	1名	12名
消防第5支団		—	—	140名
合 計		4名	46名	256名

(1) 第1配備体制

ア 第1配備体制の時期

- (ア) 睦沢町域で震度4が観測されたとき
- (イ) その他状況に応じて町長が必要と認めたとき

イ 第1配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、庁内総務課に参集し次の措置を講ずる。

- (ア) 地震及び津波に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告
- (ウ) 災害に対する準備、応急措置

ウ 第1配備体制の指揮者

第1配備体制の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長または、総務班長とする。

エ 第1配備体制の解除

災害発生の恐れがなくなった場合、又は町長が必要ないと認めた場合は、第1配備体制を解除する。

（2）第2配備体制

ア 第2配備体制の時期

- （ア）陸沢町域で震度5弱が観測されたとき
- （イ）気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき
- （ウ）町域で小規模の災害の発生が予想される場合及び発生した場合
- （エ）千葉県九十九里・外房で津波警報が発表されたとき
- （オ）その他状況に応じて町長が必要と認めたとき

イ 第2配備体制の内容

あらかじめ定められた職員は、平常時の勤務場所に参集し次の措置を講ずる。

- （ア）地震及び津波に関する情報の収集及び伝達
- （イ）被害状況の把握及び報告
- （ウ）応急対策
- （エ）災害対策本部の設置準備

ウ 第2配備体制の指揮者

第2配備体制の指揮者は総務課長とし、総務課長が不在の場合は総務副課長または、総務班長とする。

エ 第2配備体制の解除

災害発生の恐れがなくなった場合、又は町長が活動の必要が無いと認めた場合は第2配備を解除する。

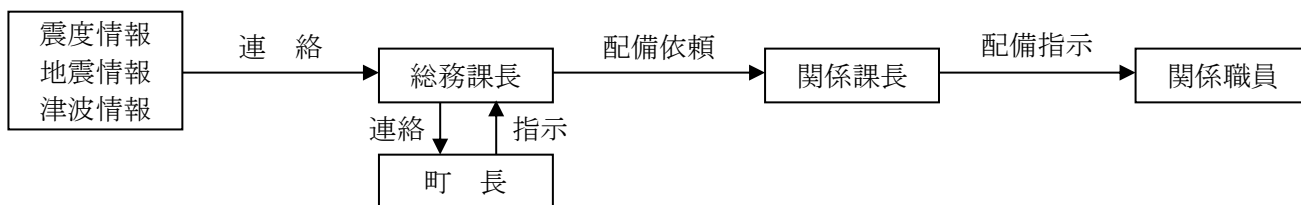
（3）第3配備体制

町長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震による災害が発生する恐れがある場合、又は災害が拡大する恐れがある場合において、災害応急活動が必要と認められる時には、災害対策本部を設置する。また、全職員は速やかに所定の配置につき（勤務時間外は全職員登庁）、本節第2.4.に掲げる「災害対策本部の事務分掌」の任務を遂行する。

2. 職員の動員伝達の方法

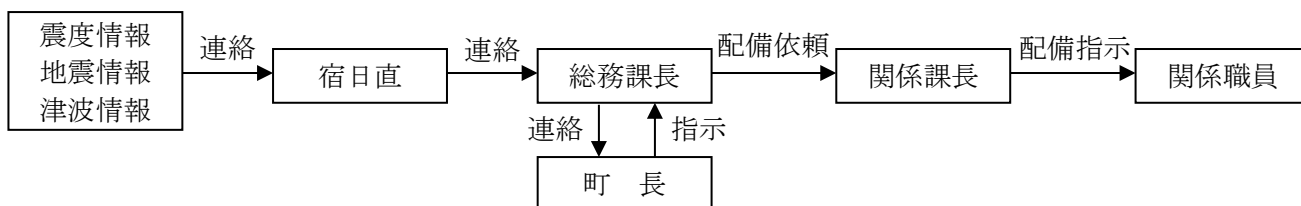
（1）勤務時間中

庁内放送、電話、携帯電話のメールなどにより行う。



（2）勤務時間外

電話、携帯電話のメールなどにより行う。



3. 初動対応の内容

（1）勤務時間内

勤務時間内等に揺れの大きい地震が発生した場合（災害対策本部が設置される前）、地震直後の緊急措置として、職員は町役場等において次の措置を行う。

- ア 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
- イ 住民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- ウ 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対して緊急に防護措置を講ずる。
- エ 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。
- オ その他初動マニュアルに応じた対応をとる。

（2）勤務時間外

夜間及び休日等に震度4以上の地震が発生した場合は、次のとおり行う。

- ア 防災要員は自主登庁を行い、以下のとおり対応する。
- イ 宿直者又は日直者が災害情報を受けたときは、直ちに総務課長にその旨を連絡する。また、総務課長は直ちに登庁し、情報の収集、伝達等を行う。
- ウ 総務課長は、災害情報を受けたときは、関係課長に連絡し、第1配備体制の実施を副町長に報告する。また、副町長は、町長に報告するとともに、応急対策の実施にあたる。
- エ その他初動マニュアルに応じた対応をとる。

4. 登庁時の注意

震度4以上の地震時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

- ① 登庁時の手段 …… 可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
- ② 服 装 …… 応急活動に便利で安全な服装。
- ③ 持 参 物 …… 災害初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるもの。
- ④ 情報収集 …… 登庁経路での被害状況をメモし、その状況を総務課に報告する。

5. 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、消防署等へ通報するものとする。

6. 登庁が不可能な場合

交通等の断絶又は自分や家族の負傷等により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、自宅待機とする。その後、災害状況の好転等に伴い、登庁可能となった職員は、所定の参集場所に登庁する。

7. 初動期災害情報の収集

警察署、消防署及びその他防災関係機関と密な連携を図りながら、建築物等の被害、人的被害、火災発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

第2 災害対策本部

● 計画方針

陸沢町域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第23条、陸沢町災害対策本部条例及び陸沢町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1. 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置基準及び廃止基準は、以下により町長の権限のもとに設置又は廃止をする。

(1) 設置基準

- ア 陸沢町域で震度5強以上が観測されたとき。
- イ 東海地震の「警戒宣言」が発令されたとき。
- ウ 町域で局地的災害が発生した場合
- エ 千葉県九十九里・外房で大津波警報が発表されたとき
- オ その他必要と町長が認めたとき。

(2) 廃止基準

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき。
- イ その他町長が必要なしと認めたとき。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

- ア 町長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「陸沢町災害対策本部」の標識で公示するとともに町防災行政無線等によって住民への周知をはかる。
- イ 災害対策本部を設置した場合、町長は速やかに町防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、県及び関係機関に通知する。
- ウ 本部を廃止した場合もア、イと同様の手続きを行う。

■ 災害対策本部設置・廃止の通知先

通知及び公表先	通知及び公表の方法
庁内各班 一般住民 知事（危機管理課） 長生地域振興事務所 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 茂原警察署 近隣市町村 報道機関	庁内放送、携帯電話、メール 町防災行政無線、緊急速報メール、報道機関 有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 有線電話、県防災行政無線 有線電話、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 有線電話 有線電話、県防災行政無線 口頭又は文書

2. 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は町長とし、事務を総括する。副本部長は副町長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故がある場合は、次の順序でその職務を代理する。

第1順位	第2順位
副町長	総務課長

3. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、特別の場合（たとえば町役場本庁被災時）を除き、町役場防災対策室に設置するものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、役場本庁が損壊した場合には代替場所に災害対策本部を設置するものとする。

■ 災害対策本部設置の場所

優先順位	指 定 場 所	直 通 電 話
第1順位	睦沢町役場防災対策室	44-2500（総務課）
第2順位	睦沢町農村環境改善センター	

4. 災害対策本部の組織体制

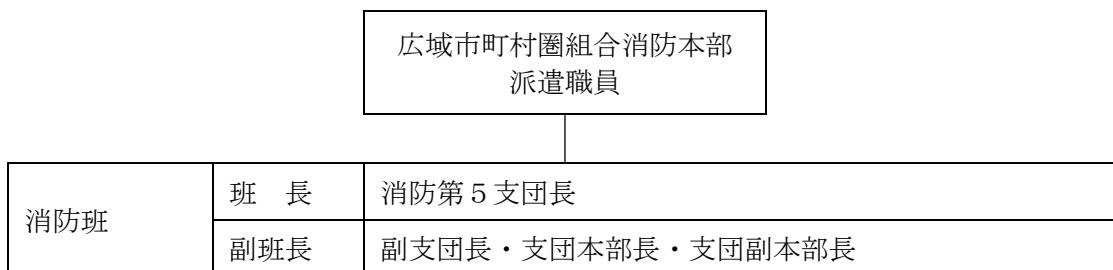
（1）災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりである。

■ 災害対策本部の組織編成



※各班長が不在の場合は、副班長から責任者を選任し災害対策にあたる。



〔資料 7 関連条例②③〕

(2) 災害対策本部の機構及び事務分掌（震災対応）

本部長 町長

副本部長 副町長

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
総務班	総務係	① 災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること ② 職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること ③ 被害のまとめ及び状況図の作成、気象情報（河川水位、雨量計）等の伝達に関すること ④ 防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難の勧告、指示、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること ⑤ 住民等への周知、報道機関等への広報に関すること ⑥ 消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること ⑦ 電話等の対応及び庶務 ⑧ 車両の借り上げや手配に関すること ⑨ 町議会との連絡調整に関すること ⑩ り災証明書の発行に関すること ⑪ その他本部長の指示に関すること [対策本部の設置場所] ・町役場庁舎 ただし、本庁が損傷等の被害を被った場合は、農村環境改善センターに設置するものとする。 [現地災害対策本部] 必要に応じて現場近くに設置	総務課 総務班会計課 議会事務局
	情報収集係	① 各班からの被害情報収集に関すること ② 住民からの被害情報収集に関すること ③ その他本部長の指示に関すること	総務課 財政班
防災活動班	建設係	① 津波の河川遡上対策に関すること ② 道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること ③ 土砂災害による河川の水位情報の収集等に関すること ④ 二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること ⑤ 災害箇所への応急復旧工事に関すること ⑥ 応急仮設住宅の建設に関すること ⑦ その他本部長の指示に関すること	まちづくり課 政策班 事業管理班
	環境・農林・商工係	① 集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること ② 排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場） ③ 農林商工業関係の被害調査 ④ ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること ⑤ 死亡獣畜の処理に関すること ⑥ その他本部長の指示に関すること	産業振興課 産業振興班 生活環境班

班 名	係 名	事務分掌内容	配置（班員）
住 民 対 応 班	物資係	① 飲料水・食料品調達に関すること ② 生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関するこ と ③ 救援物資（義援金を含む）の受入と支給に関すること ④ ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関する こと ⑤ その他本部長の指示に関すること	税務住民課 税務班 住民班 社会福祉協議会 事務局
	避難係	① 災害時要援護者の避難援護、諸対応に関すること ② 避難所の開設・管理・運営に関すること ③ 避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること ④ 避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること ⑤ 避難者に対する炊出しに関すること ⑥ 福祉避難所に関すること ⑦ 被災者の行政相談に関すること ⑧ その他本部長の指示に関すること	福祉課 福祉介護班 地域包括支援セン ター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園 ※睦沢小学校 ※睦沢中学校
	救護係	① 避難所等における救護所の設置に関すること（医療・ 助産・救護を含む） ② 医療関係者（医者・看護師）の確保に関すること ③ 医療機関への連絡調整に関すること ④ 重傷者の搬送に関すること ⑤ 仮設トイレの設置に関すること ⑥ 被災者の健康相談に関すること ⑦ 遺体の検死・保管等に関すること ⑧ 防疫・衛生に関すること ⑨ その他本部長の指示に関すること	福祉課 福祉介護班 地域包括支援 センター 健康保険課 健康保険班
教育班	教 育 施 設 係	① 教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関 すること ② 社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関す ること ③ 教育関係救援物資（義援金を含む）の受入と支給に関 すること ④ 関係団体との連絡調整 ⑤ 児童・生徒・園児の遊具・教材等の確保及び支給に関す ること ⑥ その他本部長の指示に関すること ※安全の確保が確認された場合又は事務が発生するまで は住民対応班、防災活動班に属する	教育課 学校教育班 生涯学習班
	児 童 ・ 生 徒 ・ 園児係	① 児童・生徒・園児の避難に関すること ② その他本部長の指示に関すること	教育課 睦沢こども園 ※睦沢小学校 ※睦沢中学校

班 名	事務分掌内容	配置（班員）
消防班	① 救急、救助業務に関すること ② 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること ③ 被災者の救助、救出に関すること ④ 被災地の警備、警戒に関すること	消防第5支団

（注意１）災害の状況に応じ、各班は連絡を密にし、相互に応援協力して円滑な事務処理を図る。

（注意２）白抜き文字は災害対応初期より実施する事務内容を示す。

5. 県・国の現地対策本部との連携

町長は、県の現地災害対策本部又は国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

6. 災害対策本部への動員の伝達

災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、本部総務班が行う。

動員の連絡は、その旨を庁内放送、電話、携帯電話のメール等により行う。

7. 現地災害対策本部

（１）現地災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置基準と設置場所

町長が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

イ 廃止基準

（ア）当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。

（イ）町長が必要ないと認めたとき。

（２）現地災害対策本部の開設

ア 町長は、職員のうちから職員等を指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。

イ 現地本部を開設したときは、立看板等で表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。

ウ 現地本部には、町防災行政無線移動局、ＮＴＴ仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡を取る。

（３）現地本部の責務

ア 災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握

イ 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括

ウ 本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告

エ その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

■ 各班事務分掌対応表（震災対応）

経過時間の目安		初動対応期		～ 3 日 ～		担当課・班
総務班	総務係	①災害対応に関する組織運営の決定と指示及び庶務に関すること				総務課 総務班会計課 議会事務局
		②地震・津波情報等の伝達に関すること				
		③職員の動員・出勤表・動員集計等の作成に関すること				
		④被害のまとめ及び状況図の作成に関すること				
		⑤防災会議委員その他関係防災機関との連絡調整及び避難の勧告、指示、各班との連絡調整、その他本部長命令の伝達に関すること				
		⑥住民等への周知、報道機関等への広報に関すること				
		⑦消防団、区長会等の動員及び県関係課、警察との連絡、自衛隊派遣要請に関すること				
		⑧電話等の対応及び庶務				
		⑨車両の借上げや手配に関すること				
		⑩町議会との連絡調整に関すること				
				⑪り災証明書の発行に関すること		
	情報収集係	①各班からの被害情報収集に関すること				総務課 財政班
		②住民からの被害情報収集に関すること				
防災活動班	建設係	①津波の河川遡上対策に関すること				まちづくり課 政策班 事業管理班
		②道路、橋梁、河川の被害状況調査に関すること				
		③土砂災害による河川の水位情報の収集等に関すること				
		④二次災害のおそれのある建築物・構造物への対応に関すること				
		⑤災害箇所の応急復旧工事に関すること				
		⑥応急仮設住宅の建設に関すること				
	環境・農林・商工係	①集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントの運転管理に関すること				産業振興課 産業振興班 生活環境班
		②排水機場の運転管理に関すること（金久保第2排水機場、瑞沢川第1・第2排水機場）				
		③農林商工業関係の被害調査				
		④ごみ処理及び災害廃棄物対策に関すること				
				⑤死亡獣畜の処理に関すること		
住民対応班	避難係	①災害時要援護者の避難援護、諸対応に関すること				福祉課 福祉介護班 地域包括支援センター 教育課 生涯学習班 睦沢こども園、 ※睦沢小学校、 ※睦沢中学校
		②避難所の開設・管理・運営に関すること				
		③避難指示（自主防災組織が先導）の実行に関すること				
		④避難者の把握（避難者名簿作成）に関すること				
		⑤避難者に対する炊出しに関すること				
		⑥福祉避難所に関すること				
		⑦被災者の行政相談に関すること				

経過時間の目安		初動対応期			～ 3 日～		
住民対応班	物資係		①飲料水・食糧品調達に関すること				税務住民課 税務班 住民班 社会福祉協議会事務局
			②生活用品・夜具・医療・薬品等の調達と配布に関すること				
			③救援物資(義援金を含む)の受入と支給に関すること				
			④ボランティア・他市町村応援等の受入業務に関するこ と				
	救護係		①避難所等における救護所の設置に関すること（医療・助産・救護を含む）				福祉課 福祉介護班 地域包括支援センター 健康保険課 健康保険班
			②医療関係者（医者・看護婦）の確保に関すること				
			③医療機関への連絡調整に関すること				
			④重傷者の搬送に関すること				
			⑤仮設トイレの設置に関すること				
			⑥被災者の健康相談に関すること				
		⑦遺体の検死・保管等に関すること					
		⑧防疫・衛生に関すること					
教育班	教育施設係		①教育関係施設、教育財産の被害状況調査及び対策に関すること				教育課 学校教育班 生涯学習班
			②社会教育施設、文化財の被害状況調査及び対策に関すること				
			③教育関係救援物資（義援金を含む）の受入と支給に関すること				
			④関係団体との連絡調整				
			⑤児童・生徒・園児の遊具・教材等 の確保及び支給に関すること				
	児童・生徒・園 児係		①児童・生徒・園児の避難に関すること				教育課 睦沢こども園、※睦沢小学校、 ※睦沢中学校

消防班		①救急、救助業務に関すること。		消防第5支団
		②火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。		
		③被災者の救助、救出に関すること。		
		④被災地の警備、警戒に関すること。		

※災害の態様は様々であり、状況によっては各々の事務処理が前後することがあり得る。
※その他本部長の指示に関することは除いてある。

第3 災害救助法適用計画

● 計画方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるが、必要と認めたときは、町長は県知事に対し速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、災害救助法による救助は国の責任において知事が実施機関となり、また知事の権限の一部を委任された町長が行う。

1. 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

住家の滅失の認定基準は、次のとおりである。

ア 住家の滅失

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の経済的被害の割合がその住家全体の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの。

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の経済的被害の割合がその住家全体の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能な状態となったもので、ア、イに該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等によって一時的に居住することができない状態となったもの。

(2) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は次のとおりであり、被害状況は世帯単位である。

1	住家が全壊、全焼、流出した世帯	1世帯
2	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯で1世帯とみなす
3	住家が床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住することができない状態になった世帯	3世帯で1世帯とみなす

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のいずれか1つに該当する場合である。

- (1) 睦沢町内の住家滅失世帯数が40世帯以上であること……………第1項第1号
- (2) 千葉県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、本町の住家滅失世帯数が20世帯以上であること……………第1項第2号
- (3) 千葉県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失した場合……………第1項第3号
- (4) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合……………第1項第4号

3. 適用手続き

- (1) 災害救助法による救助は、市町村の区域単位ごとに実施されるものであるから、災害に際し、町内における被害が2.に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込のあるときは、町長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事（防災政策課経由）に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時および場所
- ② 災害の原因および被害の状況
- ③ 法の適用を要請する理由
- ④ 法の適用を必要とする期間
- ⑤ 既に実施した救助措置および今後実施予定の救助措置

- (2) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

4. 知事からの委回事務

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたっては、知事に全面的に委任される。

この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、県では救助に関する職権の一部を町長に委任している。

なお、町長は委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

■ 町長が県から委任される内容】

- ① 避難所、応急仮設住宅の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の搜索
- ⑩ 遺体の取扱い
- ⑪ 障害物の除去

5. 災害救助法に基づく救助の種類及び期間

平成24年9月7日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 300円以内 （加算額） 冬季 （10月か3月） 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当り平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2. 限度額1戸当り 2,401,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内 着工	1. 平均1戸当り 29.7㎡ 2,401,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高 2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日当り 1,010円以内	災害発7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり		1. 輸送費、人件費は別途計上	
被服寝具その他生活必需品の給与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服又は貸与、寝具、その他日用品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること	
区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算	
全壊全焼 流失		夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
		冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊半焼 床上浸水		夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 （出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は 慣 行 料 金 の 80/100 以内の額			分べんした日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり		妊婦等の移送費は、別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 16,200円以内 土木技術、建築技術者 16,100円以内 大工 18,600円以内 左官 17,200円以内 とび職 18,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

厚生労働省社会・援護局保護課

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

第4 自衛隊災害派遣要請計画

● 計画方針

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順及び必要事項を明らかにし、応急対策に万全を期するものとする。

1. 災害派遣要請依頼手続き

町長は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請依頼を行う。ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

（1）災害派遣要請の手続き

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を要請依頼する場合、知事に文書で依頼する。緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。（様式1）

イ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶などにより知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地指令等の職にある部隊の長に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。（様式1）

（2）災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■ 災害派遣要請の範囲

	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難時の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等による避難の援助
3 遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火器具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象に実施する。
12 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
13 予防措置	災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合に実施する。
14 その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所用の措置をとる。

（3）明らかにする事項

自衛隊派遣を要請依頼する際には次の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

（4）連絡先

- ア 県防災危機管理部危機管理課
（緊急の場合）
陸上自衛隊 高射学校（下志津駐屯地）
〒264-8501 千葉県若葉区若松町 902

■ 緊急の場合の連絡先一覧

区分	駐屯地 (基地) 等名	所在地	郵便番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	218, 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	313, 314	302	高射学校企画室
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海上自衛隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8686	04(7191)2321	2420	2424	教育航空集団司令部
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	3110	7000	航空補給処計画部企画課
航空自衛隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-0061	0438(41)1111	303	225	第4補給処木更津支処
	峯岡山	南房総市丸山町平塚乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			システム管理群 中央通信隊 送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

2. 自衛隊受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

(2) 作業計画の作成及び資材等の準備

町長は、次の事項を明らかにするとともに、活動の実施に必要なとする資材を準備し、かつ諸作業に関係する管理者の了解を得るものとする。

■ 明らかにする事項

- ① 活動箇所及び作業内容
- ② 活動箇所別必要人員及び必要機材
- ③ 活動箇所別優先順位
- ④ 活動に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（3）派遣部隊の受け入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務所
- イ 宿营地
- ウ 材料置き場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

■ ヘリポートの必要地積

機種 \ 機数	着陸点		離着陸地帯		進入角
	X	Y	W	Z	
0H-6J	5 m	5 m	30m	30m	10°
UH-1H	6 m	6 m	36m	36m	8°
UH-60J			50m	50m	
CH-47	20m	20m	100m	100m	6°
<参考> ・0H-6J : 情報収集に使用する小型ヘリコプター ・UH-1H、UH-60J : 防災ヘリとほぼ同じ大きさの多用途ヘリコプター ・CH-47 : 一度に約 50 名を輸送可能な大型ヘリコプター					

■ 災害派遣部隊の受入場所

睦沢町総合運動公園多目的広場

■ ヘリコプター離着陸場予定地

施設名称	所在地		電話番号	備考
	地名・地番	座標		
睦沢町総合運動公園野球場	上之郷 1565	N 35° 21' 28"	0475-44-1565	広域避難場所隣接
		E 140° 19' 00"		
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	N 35° 21' 11"	0475-36-7400	広域避難場所
		E 140° 18' 09"		

（4）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊を活動場所へ誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画などについて協議調整のうえ、必要な措置を行う。

3. 派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請依頼は、町長が知事に対し文書をもって依頼する。（様式2）

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりで

ある。ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議の上、負担割合を定める。

■ 経費の内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等④ 天幕等の管理換に伴う修理費⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、町と自衛隊で協議する。 |
|--|

様式1

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

睦沢町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）災害の状況

（2）派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式2

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

睦沢町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項

第5 相互応援協力計画及び広域避難者受入計画

● 計画方針

地震により災害が発生し被害が広範囲に及ぶなど、町の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、町本部は県本部への応援要請等により、他市町村、民間等の協力を得て応急対策の実施を行うものとする。

1. 他市町村に対する応援要請

（1）応援要請の実施

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づき、他市町村長に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。また、他市町村長から応援を求められた場合は、特別の事情がないかぎり職員等を派遣する。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書②〕

（2）連絡窓口

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、本部総務班が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。

また本部総務班は、他市町村等関係機関からの応援を速やかに受け入れる。

（3）経費の負担

応援に要した費用は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき経費の負担を行うものとする。

2. 県に対する応援要請

（1）応援要請手続き

災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請をする場合は、町長が文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（2）応援要請の事項

要請をする際には、次の事項を明らかにする。

■ 明らかにする事項

- ① 被害の状況
- ② 応援を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他の必要な事項

(3) 応援要請の連絡先

県へ応援要請をする際の連絡先は次のとおりとする。

県防災危機管理部危機管理課

(4) 職員派遣・斡旋要請時に必要な事項

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対して、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。

■ 明らかにする事項

- | |
|--------------------|
| ① 派遣の要請・あっせんを求める理由 |
| ② 職員の職種別人員数 |
| ③ 派遣を要する期間 |
| ④ その他必要な事項 |

3. 他消防機関に対する応援要請

(1) 応援要請の実施

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたとき、あらかじめ締結した「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村の消防機関に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

また、町長は、自らの消防力及び県内の消防力をもってしても、災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定による緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援を消防庁長官に要請するよう知事に要請する。

■ 応援要請文書の記載事項

- | |
|---------------------------|
| ① 災害の種類 |
| ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況 |
| ③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員 |
| ④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所 |
| ⑤ その他必要な事項 |

(2) 連絡窓口

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部警防課が連絡窓口となり連絡調整にあたる。また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき経費の負担を行うものとする。

4. 国の機関に対する職員派遣等の要請

(1) 応援要請の実施

町長は、町内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑫〕

（2）経費の負担

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

5. 民間団体等に対する応援要請

町長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、自主防災組織、各事業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書③④⑤⑧⑨〕

6. 広域避難者の受入れ

町は、県より都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る要請があった場合には、積極的に協力するものとする。

（1）広域避難の調整手続等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる災害が発生し、当該広域避難を要する被災者の受入れについて県より協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

（2）広域避難者への支援

ア 全国避難者情報システム

県より「全国避難者情報システム」による避難者情報について提供を受け、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

〔資料7 関連条例⑩〕

第2節 情報の収集・伝達・報告

第1 通信手段の確保

● 計画の方針

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するためには、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

1. 確保すべき通信手段

（1）無線通信

- ア 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
- イ 睦沢町防災行政無線

〔資料7 関連条例⑥⑦⑧〕

（2）有線通信

- ア 一般電話回線
- イ 災害時優先電話

（3）その他通信

- ア 防災関係機関の通信
- イ アマチュア無線・他
- ウ 千葉県防災情報システム

2. 災害時優先電話の利用

一般加入電話での通信が困難なときには、災害時優先電話、非常の緊急通話を使用し、通信手段を確保する。

（1）災害時優先電話・連絡責任者の指定

ア 災害時優先電話

町及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。

また、災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

イ 連絡責任者

町及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

（2）非常・緊急通話の利用

災害時において、町が公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、102番をダイヤルし、オペレーターへ非常又は緊急通話を申し込み、利用するものとする。

■ 睦沢町の災害時優先電話

設 置 場 所	電 話 番 号
睦沢町役場（総 務 班）	0 4 7 5－4 0－3 8 2 1
	4 0－3 8 2 2
睦沢小学校	4 4－0 0 0 9
旧瑞沢小学校	—
睦沢中学校	4 4－0 0 1 9
睦沢こども園	4 4－0 0 5 0
町営ガス睦沢供給所	4 4－1 6 1 1

3. 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

（1）関東地方非常通信協議会の構成機関の無線局

- ア 警察通信施設
- イ 国土交通省関係通信施設
- ウ 日本赤十字社通信施設
- エ 海上保安部通信施設
- オ 東日本電信電話(株)千葉支店通信施設
- カ 東京電力(株)通信施設
- キ 日本放送協会千葉放送局通信施設
- ク 東京ガス(株)通信施設

（2）県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く。）

（3）上記以外の機関又は個人の無線局

（4）インターネット

インターネットのホームページや電子メール等により、住民等からの情報収集と情報の伝達を行う。

（5）アマチュア無線

現有无線施設を最大限に活用して、通信の確保を図るものとするが、災害の規模が大の場合には、情報の収集及び伝達等の目的でアマチュア無線クラブ等に協力を求めるものとする。

4. 通信における留意事項

（1）ファクシミリ等による文書連絡の優先利用

災害対策本部、町の出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡は、原則としてファクシミリによる文書連絡による。

（2）使送による通信確保

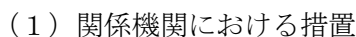
有線及び無線通信の利用が不可能若しくは困難な際には、本部総務班長の責任のもとに使送により通信を確保する。

知事を通じて災害に関する通知、要請、伝達等の放送要請を行うことができる。

● 計画方針

1. 災害情報の収集・伝達

■ 通信連絡系統



-129-

2. 地震に関する情報

（1）地震動警報・予報（緊急地震速報）

区分	内容	名称
地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」（震度6弱以上は特別警報、） （震度5弱～5強は警報）
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

（2）地震情報

種類	内容
震度情報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

3. 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

（1）津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合は、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表するします。

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■ 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

■ 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容□

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（3）津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

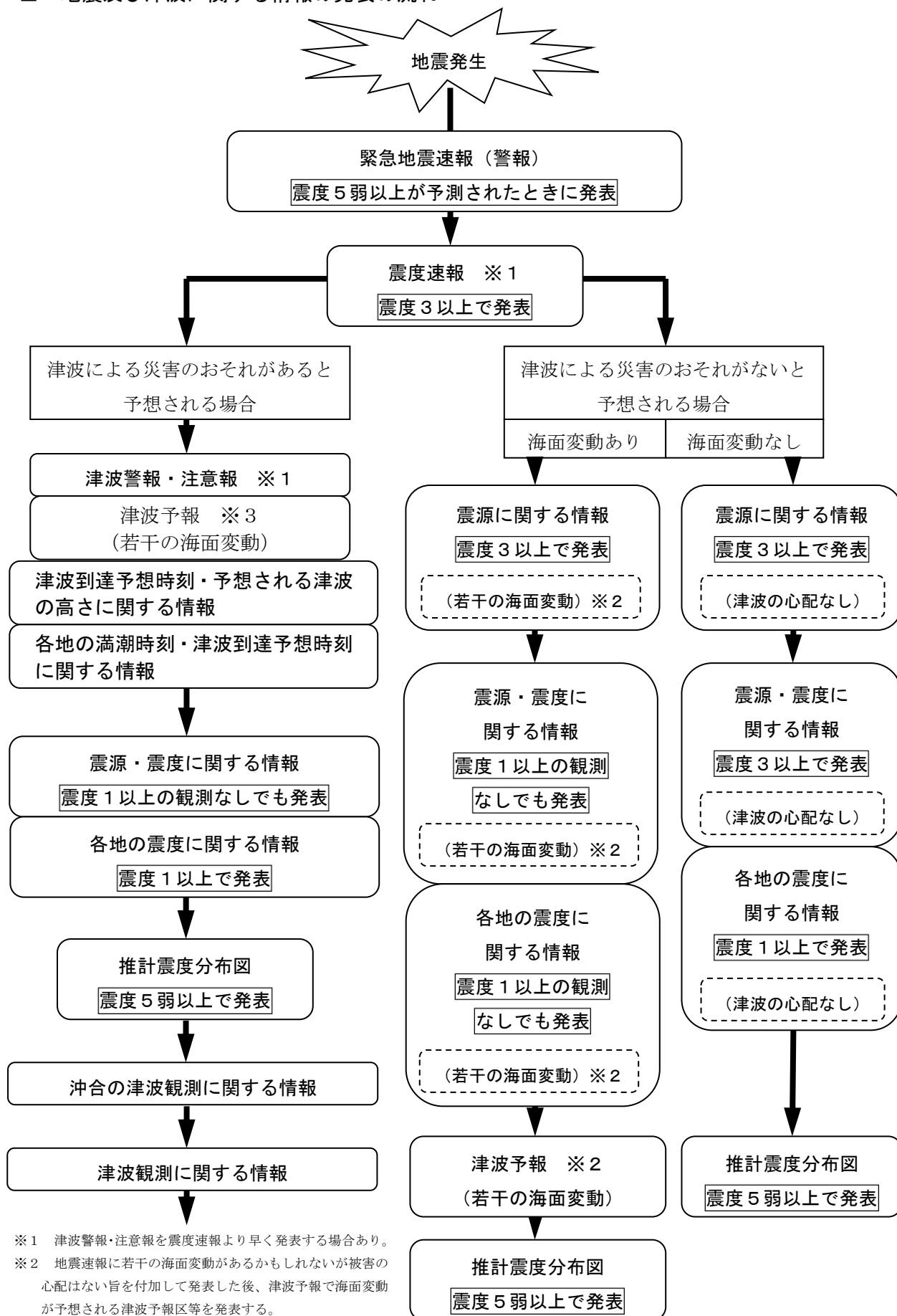
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（4）津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、千葉県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

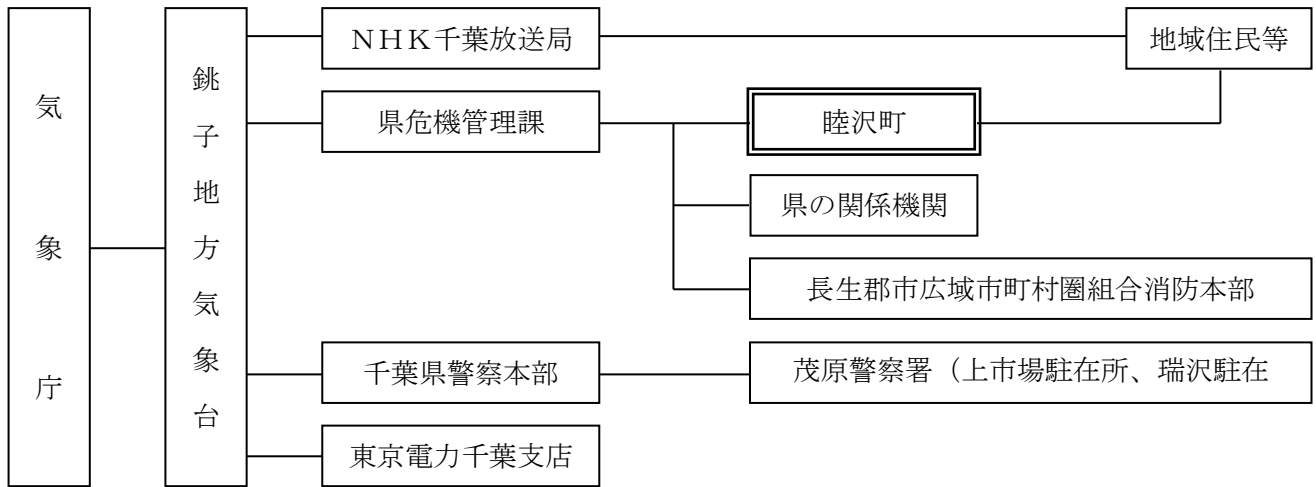
津波予報区	区域	津波予報担当気象官署
千葉県	九十九里・外房	気象庁本庁
	内房	
	東京湾内湾	

■ 地震及び津波に関する情報の発表の流れ



（5）受伝達系統

地震・津波に関する伝達系統は次のとおりである。



第3 被害情報の収集・報告

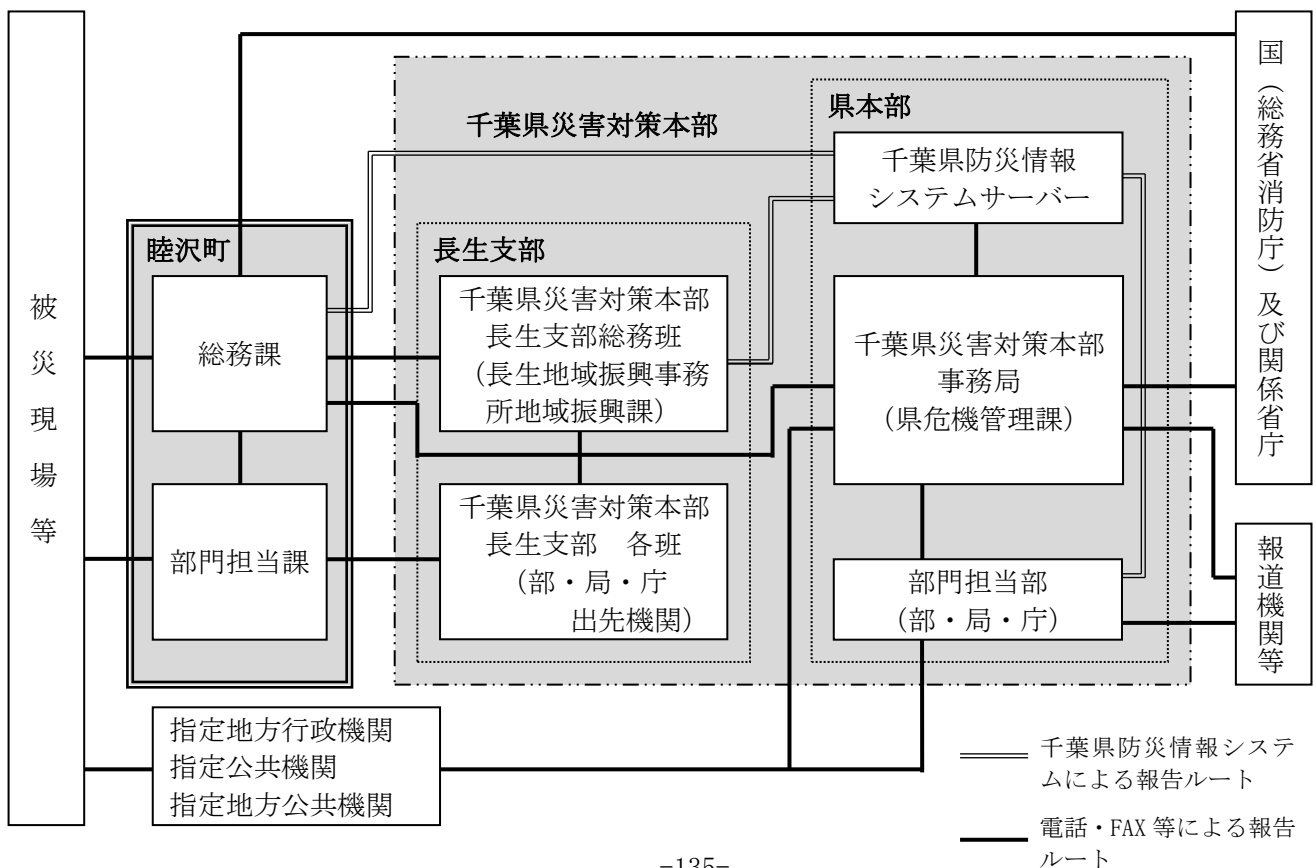
● 計画方針

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策の基本となるものである。

このため、町は県及び防災関係機関と緊密に連携して、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

1. 被害情報通信連絡系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



2. 県への災害情報の報告

町長は、被害の状況の調査結果をまとめた上、県へ報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

（1）県へ報告すべき災害の状況

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

■ 別表1「報告一覧」

報告の種別		報告の内容	報告時期
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	1 覚知後直ちに 2 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに 〈電話・FAX〉
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 町内の人的被害、住家被害及びその他施設などの全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置職員配備、住民避難状況など	1 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〈電話、FAX 及び端末入力〉
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 町内の全般的な被害状況 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3 被害額情報 町内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 〈端末入力及び文書〉
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで 〈端末入力及び文書〉
災害詳細報告		（町） 災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告 （部門担当課） 農林、水産土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込み等について、定時に報告	1 原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 2 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〈電話、FAX 及び端末入力〉

（2）報告すべき事項

県に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害発生日時
- ウ 災害発生場所及び地域
- エ 被害状況（別表2「被害の認定基準」による）
- オ 災害に対して、既にとった措置
 - （ア）災害対策本部の設置状況
 - （イ）職員の配備状況
 - （ウ）主な応急措置（実施、実施予定）
 - （エ）その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他の必要事項

（3）被害状況報告・通報

睦沢町内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等速報要領（平成20年9月9日）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

（4）報告の手段

県への報告は、規定の書式に沿った形で防災ファクシミリ又は電話で報告する。

（5）収集報告にあたって留意すべき事項

- ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して報告する。
- イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう、十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。
- エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求める。
- オ り災世帯、り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。
- カ 同時多発火災により地域住民から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（総務省消防庁）へ通報するものとする。

（6）千葉県被害情報等報告要領

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

（7）勤務時間外における県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室）、県（危機管理課）、長生地域振興事務所へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

災害緊急報告にあたっては、迅速性を第一とし、覚知後ただちに、電話・FAXにより報告する。

また、「被害なし」及び「措置なし」であっても報告の送信は行うものとする。

各機関の連絡先は、以下のとおりである。

■ 総務省消防庁

勤務時間内 (応急対策室)	N T T 東日本電話 N T T 東日本 FAX 県防災行政無線 電話 " FAX	消防庁応急対策室 03(5253)7527 03(5253)7537 048-500-90-49013 (衛星系) 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系) 120-90-49033 (地上系)
勤務時間外 (宿直室)	N T T 東日本電話 N T T 東日本 FAX 県防災行政無線 電話 " FAX	消防庁宿直室 03(5253)7777 03(5253)7553 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系)

■ 千葉県庁連絡先

区 分	報 告 先
県配備体制設置前	勤務時間内 危機管理課災害対策室 ・ 防災電話 500-7320 012-500-7320 (衛星系) ・ 防災 FAX 500-7298 012-500-7298 (衛星系) ・ N T T 電話 043-223-2175 ・ N T T FAX 043-222-1127
	勤務時間外 危機管理課情報通信管理室 ・ 防災電話 500-7225 012-500-7225 (衛星系) ・ 防災 FAX 500-7110 012-500-7110 (衛星系) ・ N T T 電話 043-223-2178 ・ N T T FAX 043-222-5219
県配備体制設置後	本部設置前 危機管理課災害対策室 ・ 防災電話 500-7308～7320 ・ 防災 FAX 500-7630、7631、7632 ・ N T T 電話 043-223-2175 ・ N T T FAX 043-222-1127
	本部設置後 県災害対策本部事務局 ・ 防災電話 500-7308～7315 ・ 防災 FAX 500-7630～7632、7240、7298 ・ N T T 電話 043-223-3329～3337 ・ N T T FAX 043-222-1127

■ 長生地域振興事務所連絡先

長生地域振興事務所	N T T 電話	県防災行政無線
	0475-22-1711	507-721, 723

■ 別表2 被害認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住民がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り災者		り災世帯の構成員とする。

分類	用語	認定基準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他のその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、利水、河床その他の施設若しくは護岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック堀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の体積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

用語		認 定 基 準
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村数とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第4 災害時の広報

● 計画の方針

町は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動等を実施する。

1. 広報活動の実施体制とその内容

広報活動は、町長の決定に基づき、本部総務班が行う。広報活動の内容は次のとおりとする。

（1）災害発生時の広報

- ア 二次災害防止に関すること
- イ 災害情報及び被災状況に関すること
- ウ 町の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
- エ 避難に関すること
- オ その他必要な事項

（2）被災者に対する広報

- ア 救護所、避難所の開設状況
- イ 医療救護、衛生知識の周知
- ウ 給水、給食等の実施状況
- エ 道路、交通機関等の復旧、運行状況
- オ 被災地の状況
- カ その他

2. 広報方法

（1）一般広報活動

- ア 睦沢町防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ 広報むつざわ、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ インターネットのホームページ、メール等を活用した広報

3. 報道機関への放送要請

町が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて要請する。

（1）報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供する。

（2）報道機関への対応

町長は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。また、報道への窓口は本部総務班が一括して行う。

■ 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-5500-3268	03-5500-3915

4. 広聴活動

（1）相談窓口等の設置

住民等からの問い合わせに対応するため、必要に応じ専用電話・FAX、相談職員の配置など、実情に即した相談窓口等を設置するものとする。

（2）相談窓口の対応

被災者等の問い合わせには、災害対策本部職員に加え、ボランティア数名により対応にあたるものとし、臨時専用電話・FAXをひいて問い合わせに対応するものとする。

（3）被災者のニーズの把握

町は、応急対策や復旧対策に住民の意見を反映させるため、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

第3節 避難対策

第1 避難計画

● 計画の方針

住民の生命又は身体を災害から保護するとともに、その他災害の拡大を防止するため、町長は、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して被害を未然に防止する。

1. 避難の勧告又は指示

(1) 実施体制

避難のための立退きの勧告及び指示について、実施責任者、措置及び実施基準は次のとおりである。実施にあたっては、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に密な連携をとるものとする。

(2) 避難などの指示権者

避難の勧告・指示を発する権限のあるものは、次のとおりである。また、勧告・指示の最終的な判断は、町長が本部総務班長からの状況報告、各防災関係機関の要請等もふまえて決定する。

■ 避難勧告又は指示等の実施責任者

発令区分	実施責任者 (関係法令)	措置	勧告、指示等の内容
避難勧告	町長 〔又は県知事〕 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔県知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
避難の指示等	県知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 〔又は県知事〕 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 〔県知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示、警告避難の指示	町長が避難のため、立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要請があったとき。 重大な被害が切迫していると認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

(3) 避難勧告・指示の基準、伝達内容及び伝達方法

ア 避難勧告等の種類

(ア) 避難勧告

当該地域の住居者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して避難のための、立ち退きに努め、又は促すもの

(イ) 避難指示

被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのもの

イ 避難勧告又は指示等の実施基準

避難勧告又は指示等は、次のような状況が認められる場合に実施する。

■ 避難勧告と避難指示

種 別	条 件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
避 難 勧 告	・地震により、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の発生のおそれがあり、著しく危険が切迫しているとき。 ・地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 ・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。 〔津波〕 ・大津波警報が発表されたとき	・勧告者 ・避難理由 ・避難対象地域 ・避難先 ・その他必要事項	・広報車 ・職員等による口頭 ・報道機関 ・陸沢町防災行政無線（屋外子局及び戸別受信機） ・緊急速報メール
避 難 指 示	避難勧告時より条件が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合 〔津波〕 ・状況により町長が必要と認めるとき。		

(4) 避難の勧告・指示の内容

町長は、避難の勧告又は指示を行う場合は、次の内容を明示するものとする。

ア 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）

イ 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）

ウ 避難勧告又は指示の理由（避難要因、避難に要する時間等）

エ その他必要な事項（携行品、災害時要援護者優先避難等）

(5) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難勧告又は指示をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を町防災行政無線、広報媒体、緊急速報メール等を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、関係防災機関等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、町、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

ウ 避難場所への連絡

避難の勧告又は指示及び解除を行った者並びに自主避難を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

2. 警戒区域の設定

（1）警戒区域の設定

町長は、町内に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあると認められ、住民の避難が必要な場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。警戒区域を設定する権限のあるものは、次表のとおりである。

■ 警戒区域の設定・立入制限等の措置

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	町長	災害対策基本法 第63条 第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官	災害対策基本法 第63条 第2項	災害全般	上記の場合において ① 町長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ② 町長が要求したとき	同上 (町長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第63条 第3項	災害全般	町長その他災害対策法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上 (町長に通知)
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法 第21条 第1項	洪水	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法 第21条 第2項	洪水	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条 第1項	火災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限、又は区域からの退去命令
	警察官	消防法 第28条 第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁止	消防長	消防法 第23条 の2 第1項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限又は区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条 の2 第2項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同上

（2）警戒区域の設定が必要とされる地域等

ア 土砂災害危険地域

（ア）崖崩れの危険のある斜面箇所

（イ）宅地造成地崩壊危険箇所のある箇所

（ウ）その他町長が必要と認めた箇所

イ 地震水害危険区域

ウ 倒壊危険のある大規模建築物周辺

エ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域

オ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域

カ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

（3）警戒区域設定の周知

警戒区域設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。

3. 避難の誘導

（1）避難の種類

避難は、災害の状況等により、次表のように区分する。

■ 避難区分

避難区分	状 況
自主避難	・被災した場合 ・避難勧告・指示が出されていないが、被害の発生が予想されると住民が独自に判断し、自主的に避難する場合
避難勧告	・被災した場合 ・差し迫った危険性はないが、被害の発生が予想される場合
1次避難 （避難指示）	・被災した場合 ・災害が切迫し、避難命令（指示）が出された場合
2次避難 （避難指示）	・一旦避難所に避難させたが、その場が危険になったため、他の安全な避難所へ集団で避難する必要がある場合

（2）避難の誘導者

ア 危険地域における避難誘導

町長が避難勧告又は指示を行った場合、避難誘導は、住民対応班が警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

イ 学校・こども園等における避難誘導

学校・こども園、社会福祉施設については、その施設の管理者及び職員が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。

（3）住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

ア 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行う。

イ 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難する。

（ア）携行品内容

- ・貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）
 - ・手拭い、タオル、ちり紙、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品
（時間に余裕があるとき）
 - ・3食程度の食料（パン、カップ麺、缶詰等）
 - ・日用身の回り品（石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、下着、靴下等）
- ＊上記の品が入った非常持ち出し袋を常備し、避難の際携行する。

（4）避難誘導の方法

町長は、本部総務班に収集された被害状況の情報をもとに、町長が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した町長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者等の災害時要援護者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の勧告又は指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示に基づき当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 避難誘導は、できるだけ自主防災組織又は自治会等の協力による集団誘導を行うものとする。

キ 屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動（垂直避難）を行なう。

（5）再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

4. 被災者の他地区への移送

（1）町の避難場所に被災者を収容できないとき、町長は、県に対し被災者の他市町村への移送について要請する。

（2）被災者の他市町村への移送を要請した町長は、職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

（3）移送された被災者の避難所の運営は移送元の町が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。

（4）大規模災害により広域一時滞在、県外広域一時滞在が必要とされる場合において、県が大きな被害を受け、調整できない場合は、内閣総理大臣に代行を要請する。

第2 津波避難計画

1. 基本的な考え

本町は海に直接は接していないが、海岸に近い区域という特性から、津波からの避難について知識を有していることが重要である。

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速に堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の2階以上に避難することが基本である。また、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

■ 津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

出典：気象庁ホームページ

2. 避難場所の周知・理解

避難場所については、事前に、津波に耐えうる堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の位置を把握しておくとともに、一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校・こども園や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」とを、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図るものとする。

3. 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討するものとする。

4. 住民に求められる津波からの避難等

（1）住民に求められる津波からの避難等

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ・ラジオ等から津波に関する情報を入手すること。

また、揺れを感じなくても、大津波警報又は津波警報等が発表されたときは、直ちに堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の2階以上に避難すること。

イ 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

ウ 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

エ できるだけ正しい情報を、町防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

第3 避難生活

● 計画の方針

地震による災害が発生した場合には、町は、防災関係機関と連絡調整を密にし、避難者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ、避難所を設置する。

また、救援物資の供給等被災者の生活支援に関わる対策を早急に推進していく。

1. 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

居住場所を確保できなくなった被災者が発生した場合、次のとおり避難所を開設する。

ア 設置場所

睦沢町地域防災計画において避難所としてあらかじめ指定している次表の施設とする。なお、教育施設については、原則として体育館を使用する。

■ 広域避難場所

名 称	住 所	面積 (㎡)	収容可 能人員	備 考		防災倉庫 の設置
旧瑞沢小学校	大上 3220-1	429	171	体育館	指定避難所	有
		4,254	1,063	運動場	指定緊急避難場所	
中央公民館	上之郷 1654-1	1,158	463		指定避難所	有
睦沢ゆうあい館	上之郷 1654-1	705	282	ホール	指定避難所	—
睦沢こども園	上之郷 1736	906	362	園 舎	指定避難所	—
睦沢町農村環境改善センター	下之郷 1666-1	693	277		指定避難所	有
睦沢中学校	上市場 1500	716	286	体育館	指定避難所	有
睦沢小学校	小滝 450-1	588	235	体育館	指定避難所	有
		7,329	1,832	運動場	指定緊急避難場所	
睦沢町総合運動公園	上之郷 1565	768	307	体育館	指定避難所	—
		424	169	武道場	指定避難所	—
	下之郷 1656	17,000	4,250	運動場	指定緊急避難場所(予定)	—
むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷	森 2-1	730	292	道の駅	指定避難所	有

※収容可能人員：指定避難所は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

指定緊急避難場所は4㎡／人で算出

指定緊急避難場所 収容可能人員合計：7,145 人	指定避難所 収容可能人員合計：2,844 人
---------------------------	------------------------

■ 自主防災組織避難場所

名 称	住 所	面積（㎡）	収容可能人員	備考
大上構造改善センター	大上 1961-1	152	60	
妙楽寺区民センター	妙楽寺 1900-1	103	41	
佐貫区民センター	佐貫 1059-6	129	51	
長楽寺区民センター	長楽寺 381-1	120	48	
中央団地コミュニティセンター	長楽寺 622-64	120	48	
嶋谷集落センター	上之郷 1279-1	77	30	
上之郷区民センター	上之郷 2567-2	81	32	
下之郷区民センター	下之郷 1875-1	60	24	
大谷木区民センター	大谷木 478	58	23	
寺崎区コミュニティセンター	寺崎 2010	131	52	
川島農事集会所	川島 2157-3	139	55	
川島区民センター	川島 527-1	59	23	
双葉電子三春社有地	川島 1947-1	2,100	525	緑地
うぐいす里コミュニティセンター	川島 1994-72	80	32	
上市場区民センター	上市場 932-1	84	33	
河須ヶ谷区民センター	河須ヶ谷 247	51	20	
岩井区民センター	岩井 245-1	61	24	

※収容可能人員：建物は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

緑地は4㎡／人で算出

■ 協定一時避難場所

名 称	住 所	面積（㎡）	収容可能人員	備考
茨城グリーン開発（株） デイスターゴルフクラブ	佐貫 4900	800	320	クラブハウス
				駐車場約250台分
（株）房総カントリークラブ 大上ゴルフ場	妙楽寺 1262	600	240	クラブハウス
				駐車場約100台分
（株）房総カントリークラブ 房総ゴルフ場	妙楽寺 2300	800	320	クラブハウス
				駐車場約300台分
（株）合同資源	長生村七井土 1365-1	9,785	1,467	資材置場
				駐車場
まきの木苑	長生村七井土 1789-1			

※収容可能人員：建物は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

資材置場は面積に余裕を見込んで0.6を掛け4㎡／人で算出

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑬⑭⑯⑰〕

イ 避難所が不足の場合

避難所が不足する場合は、屋外にテント又は応急仮設住宅を設置し開設する。また必要に応じて近隣市町村に対して避難所の開設又は野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校・こども園等の避難所については、学校・こども園施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校・こども園職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

ウ 実施権限者

避難所の開設は、原則的には町長からの指示により住民対応班が施設管理者の協力を得て行う。

エ 県及び防災関係機関への報告

避難所を開設した際は、以下の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。

■ 報告事項

- | |
|----------------|
| ① 開設した場所 |
| ② 開設した日時 |
| ③ 入所した人員 |
| ④ その他必要と思われる事項 |

(2) 避難所の運営

避難所の開設に伴い、住民対応班及び施設管理者を中心とした職員を避難所に配置し、住民やボランティア等の協力を得ながら、避難所の運営を行う。又、職員配置が困難な場合には、必要により近隣市町村等に職員派遣の応援を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮する。

避難場所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難場所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。
- イ 避難場所の衛生保全に努め、救護所の設置等必要な医療体制を確保する。
- ウ 食料、飲料水、生活必需品及び仮設テント等を調達し、効率的に配給する。
- エ 乳幼児、高齢者、障害者等の災害時要援護者には、避難場所での健康状態の把握に努め、食料の配布等にも特別の配慮を行う。
- オ 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所運営マニュアルを策定する。また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。
- カ 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織

などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であるため、職員や施設管理者、ボランティアは支援を行う。

キ 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れる。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮を行う。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

ク 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

ケ 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどの備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

コ 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの安否情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するための窓口を設置する。なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

■ 避難所運営の流れ

- | |
|----------------------|
| ① 避難者名簿・作成（様式3） |
| ↓ |
| ② 食料、生活必需品の請求、受け取り配布 |
| ↓ |
| ③ 避難所の運営状況の報告（様式4） |

様式3

避難所収容者名簿

避難所名

No.

災害年月日		年 月 日					
番号	住 所	氏 名	職業	性別	年齢	収容日	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

様式4

避難所運営日誌

避難所名_____

年 月 日 (曜日)		天気		気象警報等	
記 事					
収 容 人 員		人			
給食状況	朝 食	人		メニュー	
	昼 食	人		メニュー	
	夕 食	人		メニュー	
給貸与の状況					
従事職員・ボランティア等					
		責任者氏名		記載者氏名	

第4節 被害軽減対策

第1 交通規制（警察署・消防機関）

● 計画の方針

大震災が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

1. 公安委員会の交通規制

（1）交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

（2）緊急交通路の確保

公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

2. 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

3. 警察官の交通規制等

（1）警察官による交通規制

警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じる恐れがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

（2）通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（前記1.（2）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。（災害対策基本法第76条の3）

この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損する

ことができる。

4. 自衛官及び消防吏員の措置命令及び措置等

自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記3.（2）の職務の執行について行うことができる。

自衛官等は、前項の命令、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

5. 震災発生時における運転者の取るべき措置

震災発生時における運転者の取るべき措置については、次の事項の周知を図る。

（1）走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

ア ただちに、車両を道路の左側に停止させること

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

（2）避難のために車両を使用しないこと

（3）通行禁止区域などにおいては、次の措置をとること

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

6. 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

第2 緊急輸送

● 計画の方針

災害応急対策は、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。このため、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送路の確保を行うとともに、輸送車両等の輸送手段の確保を迅速・的確に実施する。

1. 緊急輸送道路の確保

（1）緊急輸送道路

災害発生時には、災害予防計画で掲げた災害時道路ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

ア 県指定緊急輸送道路2次路線

主要地方道茂原夷隅線

イ 近隣都市間を結ぶ幹線道路

県道南総一宮線、県道大多喜一宮線、県道夷隅瑞沢線、南総広域農道

ウ 町内の災害時連絡道路

町道佐貫縦貫線、町道妙楽寺地引線、町道杉山木曾谷線、町道下之郷野中線、町道下之郷寺崎線

エ その他避難場所に通ずる道路

(2) 被害状況の把握

まちづくり課は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、町災害対策本部を通じて、長生土木事務所に速やかに調査結果を報告する。

(3) 緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、施設管理者が作業にあたるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知した上で、土木建築事業協同組合等の協力を得て、まちづくり課が実施する。

また、啓開作業を行う時には、警察、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援の要請を依頼する。

(4) 主要道路の啓開

まちづくり課は、建設業協会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開も実施する。

2. 車両等の確保

(1) 車両等の調達

ア 本部総務班は、災害対策にあたり町保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行うとともに、緊急通行車両の事前届出を進める。

イ 町保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町村の運送業者等から車両を調達する。

また、必要に応じて、県に対し車両のあっせんや調達を要請する。

ウ 借り上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体若しくは当該業者等と協議して定める。

エ 本部総務班は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町保有の全車両、借り上げ車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

〔資料2 町有車両等の情報〕

(2) 車両等の配車

災害時における各班の所掌事務が、効率的に行われるように本部総務班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

(3) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急交通車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラスの上部の全面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

3. 緊急輸送

（1）範囲

町が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

ア 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等

イ 医療又は助産のための救護員

ウ 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等

エ 被災者の救出及び救護のため必要な要員

オ その他町長が必要と認めたとき

（2）輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。

また、車両による輸送が困難な場合には、ヘリポートを確保して空輸する方法等により、輸送を行う。

第3 消防・水防活動（消防機関・まちづくり課）

● 計画の方針

地震発生による火災、浸水災害及びこれら災害による被害等をできる限り軽減するため、消防機関は他防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1. 消防活動

震災時には、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

（1）長生郡市広域市町村圏組合消防本部（佐貫分署）

ア 避難場所、避難路確保の優先

災害事象が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の災害事象を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先した消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

（2）長生郡市広域市町村圏組合消防団（第5支団）

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

（3）住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合には、直ちに避難及び通報を行う。

（4）応援派遣要請

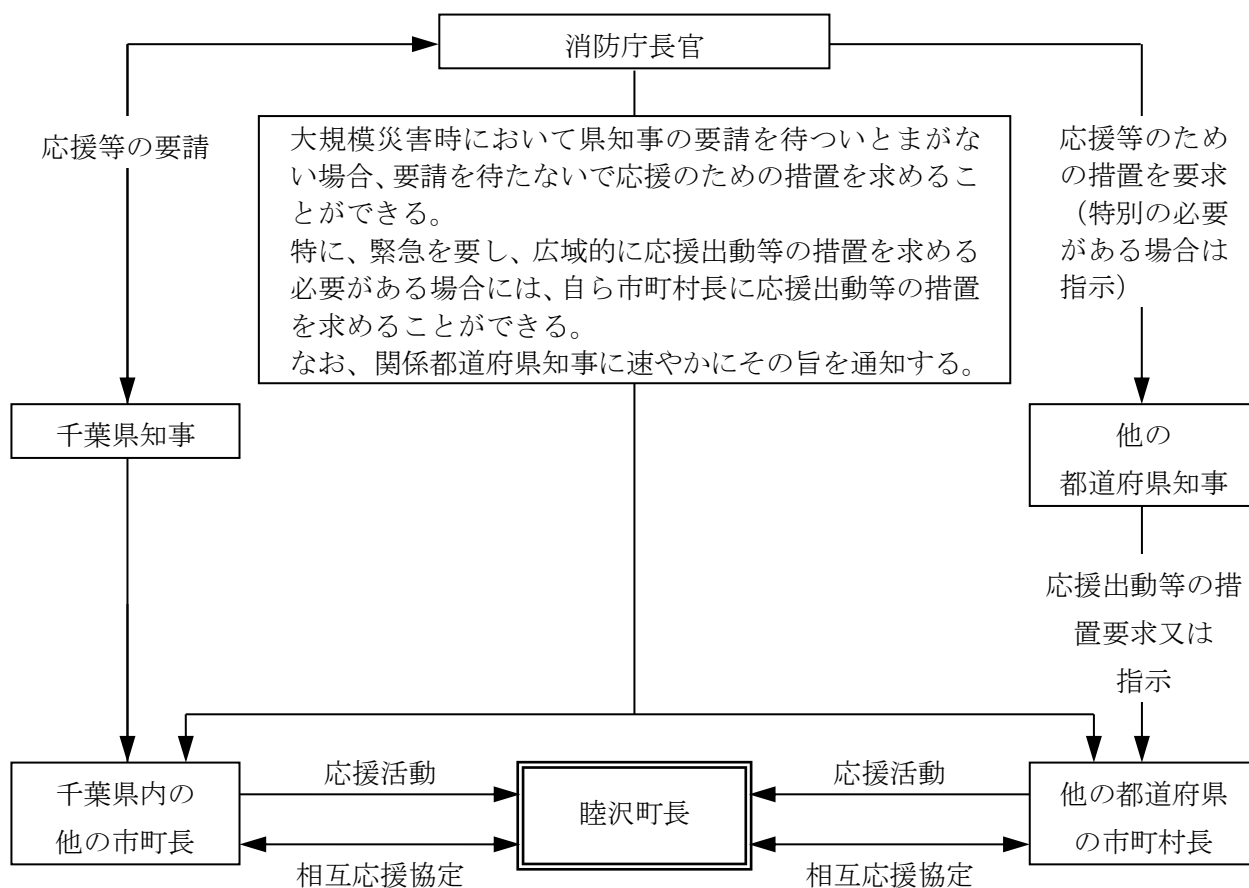
常備部隊の消防力では対応が困難な場合は、千葉県広域消防相互応援協定及び千葉県消防広域応援基本計画により消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応が出来ない場合は、知事に対して他都道府県へ応援の要請を依頼する。

（5）応援隊の派遣

他市町村及び他都道府県の被災地に消防隊を派遣するよう要請があった場合には、迅速に当該地域で相互応援を実施する。

■ 広域消防応援の要請フロー



2. 救助・救急活動

(1) 活動体制

健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社千葉県支部、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力連絡体制を確保し、消防団員による救助活動、救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救護活動を実施する。

なお、発災直後における自主防災組織、自衛消防組織及び近隣相互の救助・救急活動やその後の防災救援ボランティア活動とも連携を図る。

(2) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部の活動

ア 被害状況の把握・報告

佐貫分署は、119番通報、かけ込み通報、動員職員からの情報、自主防災組織等からの情報を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

佐貫分署長は、災害の状況を町長に対して報告するとともに、応援要請手続きに遅れのないよう努める。

イ 救助・救急活動

(ア) 救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- c 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命措置を要するものを優先とする。なお、搬送には医療関係車両の他、必要に応じてヘリコプターにより行う。

(イ) 救護所等から後方医療施設への搬送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、効果的な救護活動を行う。

(イ) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織会等に医療機関への輸送について協力を求めるなどにより、関係機関と協力し効率的な活動を行う。

(3) 県警察の活動

ア 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校・こども園等多数の人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関へ収容する。

(4) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足が生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3. 水防活動

(1) 町及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、水防管理者及び町長は、震度4以上の地震が発生した場合は、水防計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動にあたってまちづくり課及び消防機関は、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

(2) 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、

被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

（3）水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2節 情報の収集・伝達・報告」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

第4 応急医療（消防機関・医療機関）

● 計画の方針

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

1. 応急医療・助産の活動体制

（1）情報の収集・提供

町は、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資機材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

（2）医療救護活動の実施者

- ア 医療救護は、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合には知事が行う。ただし、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。
- イ 本町の体制では処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- ウ 知事が行う場合は、次により実施する。
 - （ア）県が組織する救護班
 - （イ）日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
 - （ウ）社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
 - （エ）社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
 - （オ）社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
 - （カ）社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
 - （キ）社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨

師会が組織する救護班

（ク）国立病院機構で組織する救護班

（ケ）災害拠点で組織する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び県が組織する救護班

（3）医療救護班出動の要請

町長は、医療救護の必要に応じて長生郡市広域市町村圏組合長生病院の救護班に出動を命じ、茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書①〕

（4）救護所の設置

町長は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、救護所を設置する。被害の状況から、被災者にとって最も安全で交通便利と思われる場所を町長が選定する。

（5）避難所救護センターの設置

ア 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市町村との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

イ 避難所救護センターでは、精神科、歯科等も加え、きめ細やかな対応を図る。

ウ 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

エ 避難所救護センターの業務は、各健康福祉センター(保健所)長が統括する。

2. 搬送及び後方支援体制

（1）搬送体制

傷病者等の搬送は、原則として担架及び救急車両とする。なお必要に応じてヘリコプターを利用する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療機関までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

（2）後方支援活動

町内の医療施設や長生郡市広域市町村圏組合長生病院で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。住民対応班は、病院が被災した場合は、入院患者や被災による重傷者を転院させる町内外の医療施設を、当該病院の要請に基づき確保する。

3. 医薬品・資機材の確保

（1）救護班の対応

医療救護及び助産救護に必要な医療資機材等の使用、調達確保については、原則として次のとおり行う。

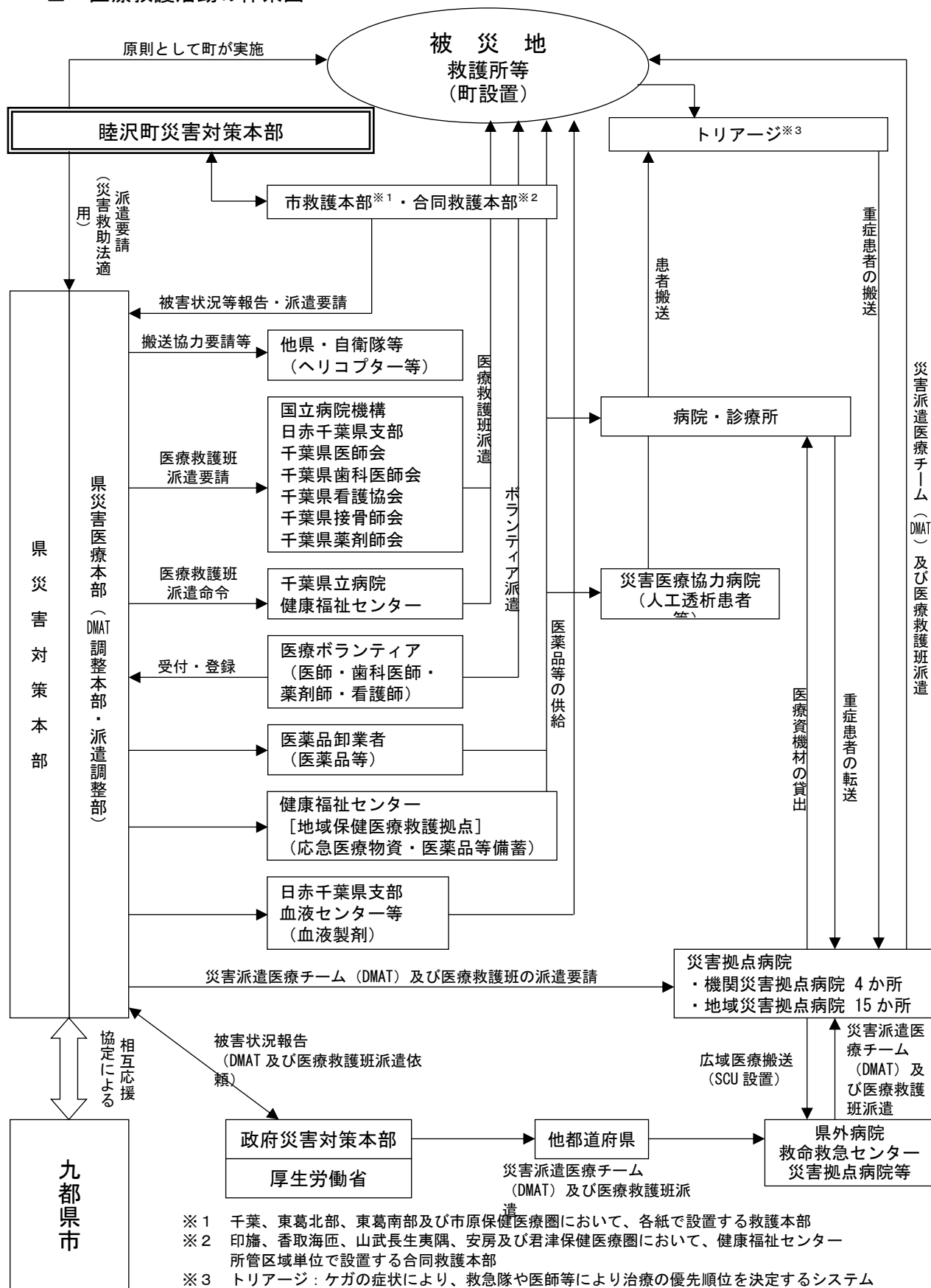
ア 救護班は、町が現在保有する医療資機材等及び医薬品を携行する。

イ 町長の要請により出動した医師会医療班が使用する医療資機材等及び医薬品については、携行する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は、県等に供給を要請する。

（2）不足のときの調達方法

医療救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足しているときは、県に応援を要請する。

■ 医療救護活動の体系図



第5 震災警備

● 計画の方針

大規模地震発生時には、様々な社会的混乱が予想される。このため住民の救助、避難誘導、犯罪の予防及び交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体、財産の保護を図り、社会秩序の安定について万全を期する。

1. 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2. 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

（1）連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等

（2）対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

（3）総合対策本部及び現地対策本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

3. 災害警備活動要領

- （1）要員の招集及び参集
- （2）地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- （3）装備資機材の運用
- （4）通信の確保
- （5）負傷者の救出及び救護
- （6）避難誘導及び避難地区の警戒
- （7）警戒線の設定
- （8）災害の拡大防止と二次災害の防止
- （9）報道発表
- （10）行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- （11）死傷者の身元確認、遺体の収容
- （12）交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- （13）地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第6 危険物等災害対策計画

● 計画の方針

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

1. 危険物施設

(1) 実施体制

危険物施設の応急対策は、当該施設の管理者等が関係機関と協力して行うものとする。町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

(2) 事業所等の実施計画

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害発生時に直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民並びに近隣企業に通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関に通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に活用し、迅速な初期活動を行う。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(3) 町（消防機関）の実施計画

災害の規模、態様に応じ、県及び本計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

町長は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

2. 高圧ガス施設

(1) 実施体制

高圧ガス施設の応急対策は、当該施設の管理者が関係機関等と協力して実施するものとする。

町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

(2) 事業所等の実施計画

ア 緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が災害発生となった場合はあらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

事業所は防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を行う。

エ 防災資機材の調達

事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(3) 町の実施計画

ア 緊急通報

通報を受けた町は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

町は事業所と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を行う。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 消防機関は、事業所による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。

(イ) 消防機関は、県警察等とともに防災資機材の緊急輸送に効力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 町は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議することとする。

(イ) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

3. 毒物劇物

（1）実施体制

毒物・劇物保管貯蔵施設の応急対策は、営業者及び業務上取扱者が関係機関等と協力して実施するものとする。

町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

（2）実施計画

ア 通報

事業者は、毒劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が生じる恐れのある場合には、保健所、消防機関、県警察等へ通報を行う。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

ウ 避難

町は、県、関係機関等と協議の上必要があれば、避難の勧告、指示を行う。

4. 火薬類

（1）実施体制

火薬類関係施設（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所等）の応急対策は、火薬庫又は火薬類の所有者、占有者が関係機関等と協力して実施する。

町は被害状況を把握し、施設の応急対策に協力するものとする。

（2）事業所等の実施計画

ア 緊急通報

事業者は火薬類施設が災害発生となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関等に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

（3）町の実施計画

ア 緊急通報

通報を受けた町は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

町は事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を行う。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

（ア）町は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議することとする。

（イ）町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

5. 施設管理者による実施計画

危険物等施設の応急対策は、以下のとおりである。

（1）直ちに製造作業を中止し、同じ設備内のガスを安全な場所へ充填し、又は放出し、当該作業の作業

員以外を退避させる。

- （2）貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときには、直ちに充填容器を、安全な場所へ移す。
- （3）上記の措置を講ずることが出来ない時は、従業者及び必要に応じて周辺の地域住民を退避するよう警告する。
- （4）充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに、他に被害を及ぼす恐れのない水中に沈め若しくは地中に埋める。

第5節 被災者生活支援

第1 生活救援物資の供給

● 計画の方針

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。

このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な供給活動を行う。

1. 食料の供給

（1）実施体制

ア 実施体制

（ア）食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

（イ）町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

（ウ）知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町長は当該市町村限りで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

（2）調達方法

米穀の調達は、町長が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は災害応急用米穀数量等通知書により千葉地域センター匝瑳支所長（以下「所長」という。）に通知する。所長は、米穀販売事業者に対して手持ち精米を知事又は知事の指定する者に売却を要請する。

ただし、災害が広範囲にわたり被害が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、政府寄託倉庫から調達する。

（3）炊出しその他による食品供与の方法

ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給する。

イ 米穀による炊出し給与は、災害地の町長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づく避難場所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。

ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は町における関係業者から調達し、これを充てる。

ただし、町において調達が不可能又は必要数量を確保できないため、その補給について県が要請を受けたときは、町長に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

（4）災害救助法が適用されたときの食料供給計画

ア 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

（ア）経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費である。

(イ) 限度額

(ア) の経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,010円以内とする。

※金額は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

イ 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

ウ 政府米の調達を要するときは、次により処理する。

(ア) 知事は、災害救助用米穀緊急引渡要請書により所長に要請するものとし、所長は荷渡指図書（物品在庫数量が不明確なとき、又は災害救助用米穀の所要量に変動が予想されるときは、概数荷渡指図書）を発行、交付する

(イ) 交通通信が途絶し、災害地が孤立化して前項の手続きがとれないときは、災害地の町長は、千葉地域センター匝瑳支所（地域課長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する政府寄託倉庫の保管指導担当者である千葉地域センター匝瑳支所職員（以下「地域課長等」という。））に文書をもって要請するものとし、地域課長等は、災害救助用米穀緊急引渡指示書を発行、交付する。

(ウ) 書類

- a 知事は、(ア)により荷渡指図書（概数荷渡指図書を含む。）を受領する場合は、受領の証として荷渡指図書の下部欄外に記名押印する。
- b 町長は、(イ)により災害救助用米穀緊急引渡指示書を受領する場合は、受領の証として指示書の下部欄外に記名押印する。
- c 知事及び町長の代理人が荷渡指図書並びに災害救助用引渡指示書を受領する場合は、委任状を提出する。

(エ) 町長は、(イ)に定める地域課長等に連絡がとれない場合に限り、政府寄託倉庫の責任者に文書により要請を直接行うことができる。

(オ) 知事及び町長は、(ア)、(イ)及び(エ)により政府寄託倉庫から政府米の引渡しを受けたときは、実引取人をして災害救助用米穀受領書（荷渡指図書及び災害救助用米穀緊急引渡指示書下部欄外の実引取人の受領印を含む。）を倉庫の責任者に提出するものとする。

(カ) 倉庫の責任者は、(エ)により災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、地域課長等に対し連絡が付き次第速やかに、災害救助用米穀緊急引渡報告書により報告を行う。

2. 衣料・生活必需品等供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失し又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するための計画とする。

(1) 衣料・生活必需品等の供給実施の決定

ア 実施体制

(ア) 実施体制

- a 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。
- b 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- c 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

(イ) 町は、独自で処理不可能な場合は、近接市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 町は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

(ア) 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者

(イ) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

エ 災害救助法による給与又は貸与の限度額

(ア) 夏季（4月から9月まで）

世帯別被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊又は流失した世帯	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	7,300 円
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,400 円	2,400 円

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

(イ) 冬季（10月から翌年3月まで）

世帯別被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全焼、全壊又は流失した世帯	28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	10,400 円
半焼、半壊又は床上浸水した世帯	9,100 円	12,000 円	16,800 円	19,900 円	25,300 円	3,300 円

※上表は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

(2) 需要の把握

生活必需品の必要数の把握は、住民対応班が、関係班等により収集した被災者情報から総括して行う。

(3) 生活必需品の確保

ア 生活必需品調達の担当班

生活必需品の調達等は、住民対応班が行う。

イ 販売業者からの調達

生活必需品の供給を行うにあたり、必要な場合は販売業者から調達する。

ウ 県への要請

町自らでは供給不可能な場合は、町長は知事に調達を要請する。

(4) 生活必需品の輸送

住民対応班は、町において調達した生活必需品及び県から供給を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、運送業者の協力を得て、避難所等の給付地へ輸送する。

また、民間販売業者から生活必需品の調達を行った際は、その事業者が集積地まで輸送する。

(5) 生活必需品集積地の指定及び管理

町長が決定した生活必需品の集積地は以下のとおりとする。調達した生活必需品の集配は集積地において効率的に行うよう努める。

【生活必需品の集積場所】

・睦沢町総合体育館

・その他災害の状況に応じて安全かつ適切と町長が判断した場所

また、生活必需品の集積地では、住民対応班を中心とした町職員や自主防災組織の責任者やボランティア等を管理者として配置し、物品管理の万全を期する。

(6) 生活必需品の給（貸）与

生活必需品の給（貸）与基準は、災害救助法の基準に準じて行う。

3. 応急給水の実施

応急給水は、水を得ることができない者を対象に、最小限必要な量の飲料水を供給する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

(ア) 飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町長は、独自で処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

(2) 飲料水供給の方法

応急給水は、次の方法により行う。なお、この場合飲料水の水源は長生郡市広域市町村圏組合水道浄水とする。また、役場及び八坂神社前駐車場の飲料水用耐震性貯水槽も利用する。

ア 応急給水所の設置による給水

- イ 自動車等による機動給水
- ウ 消火栓の利用による給水
- エ 仮配管による給水

（3）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、医療施設等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（4）飲料水の供給場所

飲料水の供給場所は、防災活動拠点及び地区活動拠点とする。

ただし、水道施設の寸断地域が広範囲に及ぶときは、その状況を把握した上で当該地域の避難所で飲料水の供給を行うものとする。

（5）給水所の周知・広報

住民対応班は、本部総務班に被災地域の住民への給水所の設置の旨の広報・周知を要請する。また、設定した地点には、「給水所」と大きく書いた看板等の掲示物を表示する。

第2 災害時要援護者の安全確保

● 計画の方針

高齢化、国際化の進展に伴い町においても高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等災害時に情報を正確に受けることができなかつたり適切な避難行動をとることができない災害時要援護者が増加している。

このため、災害時要援護者の把握に努めるとともに、住民対応班、社会福祉協議会は、避難誘導、安否確認、救護活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

1. 災害時要援護者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

なお、町は、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

（1）災害時要援護者の所在把握

ア 日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする「避難行動要支援者名簿」を作成する。この場合、災害時には防災関係機関等の開示されることなどについて事前に要援護者本人又はその家族から同意を得る必要がある。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

（2）所在情報の管理

- ア 最新の情報を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。
- イ 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。
- ウ 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用して、データの流出防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

2. 社会福祉施設等入所者に対する安全確保対策

災害時の社会福祉施設や老人保健施設入所者の安全は、各施設において確保する。

（1）救助及び避難誘導

- ア 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、住民対応班を中心に職員を派遣する。

〔資料3 社会福祉施設等の情報〕

〔資料4 災害時における協定を締結している災害時要援護者関連施設の情報〕

（2）搬送及び受入先の確保

- ア 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。

（3）食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- ア 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。
また、不足が生じた時は、町に対して応援を要請する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

（4）介護職員等の確保

- ア 施設管理者は災害により介護職員が不足する場合には、他の社会福祉施設及び町に対して介護職員の派遣を要請する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、本部総務班により介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

（5）巡回相談の実施

住民対応班を中心に近隣住民（自主防災組織）ボランティア等の協力による巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

3. 在宅高齢者、障害者に対する安全確保対策

平常時において、在宅介護が必要な高齢者、障害者で避難所に避難できなかった者、又は被災し、避難できなかった高齢者、障害者等の中で、避難施設への収容が望ましいと思われるものについては、避難所等へ収容する。

（1）安否確認、救護活動

住民対応班、社会福祉協議会は、民生委員やホームヘルパー及び自主防災組織等の協力を得て、介護認定者名簿や介護サービス利用者名簿等を活用し、居宅に残された災害時要援護者の安否確認、救護活動を実施する。

（2）搬送体制の確保

災害時要援護者の搬送手段として、消防団、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により避難所への搬送を行う。

（3）要援護者の状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握、状況調査を行う。

（4）食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布

住民対応班は、災害時要援護者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

（5）保健・福祉巡回サービス

住民対応班は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健婦などによる在宅ケアチームを編成し、巡回により災害時要援護者に介護サービス、メンタルケア等を行う。

（6）保健・福祉相談窓口の開設

住民対応班は、災害発生後、速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

4. 外国人に対する安全確保対策

災害時に弱者となりやすい外国人に対しては、次の対策により、安全確保を行う。

（1）外国人の避難誘導

住民対応班は、ボランティア等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導を行う。

（2）安否確認・救護活動

住民対応班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否確認や救護活動を行う。

（3）情報提供

住民対応班は、外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

5. 福祉避難所の設置

災害時要援護者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

（1）福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行う。

（2）当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

（3）福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

■ 福祉避難所予定施設

施設名称	住所	電話番号	備考
特別養護老人ホーム 睦沢園	川島 1458 番地 1	44-2525	
介護老人保健施設 睦沢の里	大上 1150 番地	43-1222	
特別養護老人ホームせせらぎ	北山田 724 番地 1	40-3001	

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑰⑱㉑〕

6. 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における災害時要援護者の健康状態や特性等を把握し、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

7. 被災した災害時要援護者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保として、県及び町は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第3 応急教育

● 計画の方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、学校教育班は、関係機関の協力を得て児童・生徒・園児の安全及び教育を確保していく。

また、学校・こども園と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

1. 児童・生徒・園児の安全確保

(1) 情報等の伝達・報告

ア 災害情報の伝達

町長は、災害が発生した場合には、学校長・園長に対して災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。学校長・園長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、速やかに職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。児童・生徒・園児への伝達にあたっては、不安及び混乱を防止するよう配慮する。

イ 災害情報の報告

学校長・園長は、児童・生徒・園児及び学校施設に被害を受け、又はその恐れがある場合は、

直ちにその状況を町及びその他関係機関に報告する。

（2）児童・生徒・園児等の避難等

ア 避難の指示

学校長・園長は的確に災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

イ 避難誘導

学校長・園長及び教職員は、児童・生徒・園児の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

ウ 下校時の危険防止

学校長・園長は、下校時における危険を防止するため、児童・生徒・園児に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を行う。

エ 校内保護

学校長・園長は、災害の状況により児童・生徒・園児を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

オ 保健衛生

学校長・園長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒・園児の保健衛生について必要な措置を行う。

（3）休校・休園措置

学校長・園長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、必要に応じ臨時休校・休園等適切な措置をとる。

2. 応急教育の実施

（1）事前準備

ア 校長は、学校・こども園の立地条件などを考慮した上、学校・こども園安全計画及び危険等発生時対処要領を作成し、周知するとともに、必要に応じ見直しを行う。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

（ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

（イ）児童・生徒・園児等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者の連絡方法を検討する。

（ウ）町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を確立する。

（エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

（2）災害時の体制

学校・こども園はそれぞれ作成した学校・こども園安全計画及び県の「学校における地震防災マニュアル」を活用し、児童・生徒・園児の安全確保を第一とした防災体制を確立する。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童・生徒・園児、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校・休園等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校・こども園の管理業務の一環として、

職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校・こども園安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

（3）災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 被災地区の町教育委員会は、被災学校・こども園ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。

エ 応急教育に基づき学校・こども園へ収容可能の児童・生徒・園児等は、学校・こども園において指導する。

オ 疎開した児童・生徒・園児等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、上記エに準じた指導を行うよう努める。

カ 避難場所等に学校・こども園を提供したため長期間学校・こども園が使用不可能の場合には、町教育委員会に連絡し他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

キ 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

3. 教科書・学用品等の給付

（1）実施体制

ア 教材・学用品の給与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる

（2）災害救助法による学用品の給与

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるがその概要は次のとおりである。

ア 学用品の給与を受ける者

（ア）災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

（イ）小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

（ウ）学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- （ア）学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- （イ）被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。
- （ウ）実施に必要なものだけに限り支給する。
- （エ）文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

（ア）教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

（イ）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ）通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

エ 学用品給与の費用限度

（ア）教科書（教材を含む。）代
実費

（イ）文房具及び通学用品

小学校児童 1人当たり 4,100円以内

中学校児童 1人当たり 4,400円以内

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円以内

※金額は、千葉県地域防災計画（平成24年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

オ 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

4. 授業料の減免・育英補助の措置

町は、被災した児童・生徒・園児等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

5. 学校給食の実施

町は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ県に指導、助言を要請する。また、学校給食に関する物資が不足した場合は、物資等の調達について県に要請する。

第4 ボランティア活動支援

● 計画の方針

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、町は積極的にボランティアの協力を得る。

町災害ボランティアセンターは町社会福祉協議会が中心となって運営し、町はその運営を支援するものとする。

1. 実施体制

町社会福祉協議会が、町災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集及び受入れ等を行う。

町村社会福祉協議会と県社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」を整備しており、町及び県はその運営を支援する。

2. 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、町災害ボランティアセンターは、インターネットやSNS、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び近隣市町村に加え、ボランティア団体やNPO法人並びに日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

3. 災害時におけるボランティアの登録

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町災害ボランティアセンター、町、県災害ボランティアセンター及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

（1）町災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、町災害ボランティアセンターで窓口において受け付け、登録する。

また、周辺市町村が被災地となった場合には、県災害ボランティアセンターの指示をうけ、被災市町村と連絡調整の上、現地にボランティアを派遣する。

（2）町災害ボランティアセンターにおける受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村による登録を経ずに直接町災害ボランティアセンターへ来たボランティア希望者については、町災害ボランティアセンター窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

（3）ボランティアニーズの把握

町災害ボランティアセンターはボランティア体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努め、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にする。

（4）各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、町、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支

援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

4. ボランティアの受入れ体制

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターと連絡、調整し、福祉ボランティアや一般ボランティアなどの受入や支援活動を行うものとする。

（1）食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。また、必要に応じて町が対応する。

（2）活動拠点及び資機材の提供

町は、むつざわ福祉交流センターを町災害ボランティアセンターの活動拠点として提供し、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

（3）活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて、ボランティアを受け入れる町が負担する。

（4）保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは町内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

第5 義援金品の募集及び配分

● 計画の方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、町及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

1. 実施体制

住民対応班は、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。なお、災害対策本部が解散した後の措置は、総務課が引き継いで行うものとする。

2. 義援金品の募集及び受付

住民対応班は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口を税務住民課に設置し、義援金品の募集及び受付を実施するとともに、様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

3. 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、住民対応班が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受け払い帳簿を作成する。義援品については、一時保管場所を定め、保管する。

4. 義援金品の配分方法

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を町長が決定する。

なお、本部解散後は、町長が決定する。

第6節 生活関連施設等の応急対策計画

第1 通信・放送施設応急対策計画

● 計画の方針

震災時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関において、必要な応急復旧対策を迅速に図るものとする。

1. 通信施設の応急復旧（東日本電信電話㈱千葉支店、㈱NTTドコモ千葉支店、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱）

（1）東日本電信電話㈱千葉支店

ア 震災時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置

- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑮〕

（ウ）震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- （ア）電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- （イ）原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（2）㈱NTTドコモ千葉支店

ア 震災時の活動体制

（ア）災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

（イ）情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

（ア）設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（イ）応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最少限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

（ウ）災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（3）KDD I（株）、ソフトバンクモバイル（株）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

第2 電気施設応急対策計画（東京電力（株））

● 計画の方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進するものとする。

1. 震災時の活動体制

（1）活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本部を千葉支店内に、また支部を各支社に設置する。

また、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方

法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行う。

なお、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動態勢を確立する。

（2）震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等において、調達を必要とする資機材は、次の方法により速やかに確保する。

（ア）第一線機関など相互の流用

（イ）現地調達

（ウ）支店対策本部に対する請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部にて必要数を想定し、緊急出荷して復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

災害時における動員体制を確立するとともに、連絡方法も明確にする。また、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 危険予防措置

災害発生時といえども、原則として送電を維持するが、浸水や建物倒壊等により送電することがかえって危険であり、事故を誘発する恐れがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

（3）応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

被害状況の把握の遅速は、復旧計画の樹立に大きく影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

（ア）送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

（イ）変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

（ウ）通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

（エ）配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 震災時の広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

（ア）切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。

（イ）使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

（ウ）外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（エ）電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

（オ）建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速に処理するため、能率的な受付処理体制を確立する。

第3 ガス施設応急対策計画

● 計画の方針

地震による大規模なガス事故等によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持することとする。

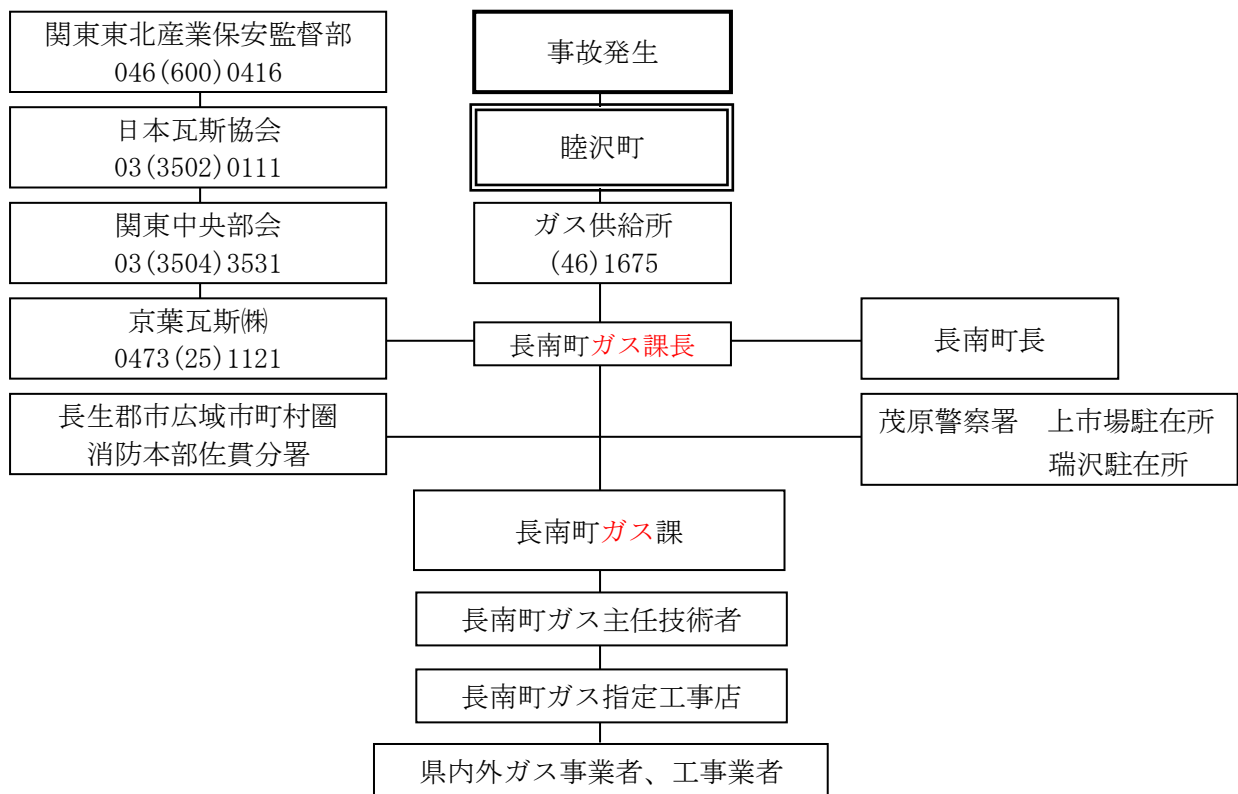
1. 実施体制

ガス施設の応急対策は、長南町事業ガス課が実施する。

2. 実施計画

出動体制は、別図事項連絡系統により報告を受けたガス事業室長がこれを行い（不在のときは副主幹）、機を失せず拡大の防止、安全の確保に努め、連絡、広報、その他必要と認める緊急措置の指示、連絡、報告を行い事後の処理の円滑な遂行に期するものとする。

■ 緊急連絡表（動員連絡系統）



第4 水道施設応急対策計画（長生郡市広域市町村圏組合水道部）

● 計画の方針

震災により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、町は、長生郡市広域市町村圏組合水道部と協力し施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

1. 震災時の活動体制

長生郡市広域市町村圏組合水道部は、地震が発生した場合、必要に応じて以下のような手順で応急措置を講じる。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 併せて指定水道工事店に連絡し、応急措置を施すよう指示する。
- (3) 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- (4) 速やかに住民への広報を行う。

2. 応急復旧の実施

水道施設の応急復旧にあたっては、長生郡市広域市町村圏組合の復旧担当職員の監督のもとで施工業者を動員して行う。被害範囲が広域で、長生郡市広域市町村圏組合の能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等に応援を得て、復旧を行うものとする。

（1）復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

（2）資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

（3）人員の確保

水道事業体間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

（4）記録及び報告

復旧作業にあたっては、復旧状況の記録のため、写真撮影を行い、調書に所要事項を記載する。

3. 住民への広報

広報は、町災害対策本部の協力を得て応急対策の進捗に合わせて実施する。

（1）地震発生直後は、できる限り速やかに人心の安定を図り、混乱を未然に防止するために行う。

（2）応急対策開始時は、円滑な応急対策の実施を図るために行う。

（3）応急対策の進捗に伴う広報は、応急対策の実施状況や、復旧見込み等を発表し、当機関の活動への住民の理解と協力を得るため行う。

第5 道路・橋梁等応急対策計画

● 計画の方針

地震等により、道路・橋梁等に被害を受けた場合は、当該施設の管理者は、住民の生命及び財産を保護するため救出・救護に努めるほか、関係機関との緊密な連携のもとに、緊急輸送用道路を最優先に被災施設の早期復旧及び交通機能の早期回復を図る。

1. 実施体制

道路・橋梁施設が被害を受けた場合、原則として、当該施設の管理者が復旧活動を実施する。町が管理する道路の応急対策は、防災活動班が行う。応急復旧にあたっては、道路管理者間及び関係機関との緊密な連携体制の確立に努める。

また、地震等による道路施設の被害を発見した者は、速やかに当該施設の管理者、町又は警察等に通報する。

2. 町の実施計画

（1）被害調査

防災活動班は、早急にパトロール等を実施し、町内の道路、橋梁の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

■ 報告事項

- ① 路線名
- ② 箇所
- ③ 拡大の有無
- ④ う回路線の有無

（2）道路の確保

ア 町の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

町の所管する道路、橋梁等に被害が発生した時は、防災活動班は直ちに現場を確認し応急措置を講じ、交通の確保に万全を期すものとする。また、応急措置のため、一時的に交通を遮断する場合は、警察等と綿密な連絡調整を図り、迂回路を確保するとともに、案内標識等を設置し、万全を期するものとする。

イ 応急復旧

災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施するものとする。

ウ 応援要請

被害状況を的確に把握して、被害が広範囲に及ぶ場合は、関係機関、団体、地域住民の協力のもとに実施するための応援要請を行う。

第6 建築物等応急対策計画

● 計画の方針

地震等により、建築物等に被害を受けた場合は、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止及び当該施設の機能回復に努める。

1. 公共建築物等応急対策計画

（1）実施体制

公共建築物等が被害を受けた場合、応急復旧は防災活動班が行う。応急復旧にあたっては、公共施設管理者及び関係機関との緊密な連携体制の確立に努める。教育施設については、教育班が対応を行う。

（2）町の実施措置

ア 被害状況の把握

公共建築物は、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、町は、被災建築物応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定により速やかに被害状況を把握し、二次災害の防止と建築物の災害対策上での使用の可能性について判断を行う。

イ 公共施設管理者への応急対策指導

町は、各公共施設の管理者に対し、以下のような措置を講じるよう指導する。

（ア）地震時における混乱の防止措置を講じ、避難については安全、迅速に行う。

（イ）緊急時には、関係機関に通報して臨機の措置をとる。

（ウ）避難所になった施設は、火災予防について十分な措置をとる。

（エ）収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。

（オ）被害状況を県に報告する。

ウ 被災建築物応急危険度判定作業の体制整備

（ア）被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

（イ）町は、応急危険度判定を速やかに実施できるよう、次の事項を整備するものとする。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- c 町内の被災地域への派遣手段の確保
- d 被災建築物応急危険度判定士との連絡手段の確保
- e 被災建築物応急危険度判定に用いる地図、道具類

（ウ）町は、必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定作業の指導、支援を求めるものとする。

（3）応急措置

町は、被災建築物応急危険度判定結果に基づき、当該公共建築物等に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努めると共に、必要に応じ倒壊等の危険のある建物について立入禁止等の措置をとるものとする。

2. 一般建築物応急対策計画

（1）実施体制

一般建築物が被害を受けた場合、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

（2）町の実施措置

ア 被害の状況を把握し危険防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ 被害状況により被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書⑨〕

（3）建築物の所有者の実施措置

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

（4）被災台帳の作成

被災建築物応急危険度を調査した結果は、住民基本台帳に照らし合わせながら、判定結果と世帯を照合させ、被災台帳として整理する。

3. 文化財応急対策計画

文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保すると共に、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止に努める。

（1）実施体制

ア 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を通じて、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

エ 町が管理する文化財が被害を受けた場合の応急対策は、教育班が行う。

（2）町の実施措置

教育班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

第7 公共土木施設等応急対策計画

● 計画の方針

公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

1. 河川施設等応急対策

（1）実施体制

町の河川管理施設の応急対策は防災活動班を実施責任者とし、被害状況を速やかに調査し、住民や関係機関と協力して応急工事等を実施する。

（2）実施計画

ア 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

（ア）河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

（イ）砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

（ウ）治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

イ 住民への周知

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに避難対策を実施するものとする。

ウ 資機材の調達

重機による水防活動が必要な場合において、民間業者等の協力を得て応急対策業務を行う。

〔資料6 災害時における関係機関との覚書③④⑤⑧〕

2. 農業用施設の応急復旧

（1）実施体制

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、防災活動班が被害状況を速やかに調査し、住民や関係機関と協力して応急復旧に努める。

（2）実施計画

ア 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については用水組合等受益者が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

エ 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第7節 被災地の応急対策計画

第1 清掃・障害物の除去計画

● 計画の方針

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮した上で、大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の環境の保全を積極的に図っていく。

1. 障害物の除去作業

（1）住宅関係障害物の除去

災害救助法を適用した場合の、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 実施体制

住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

（ア）実施体制

- a 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。
- b 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- c 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

（イ）町独自で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 障害物の除去の対象となる者

- （ア）当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- （イ）住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- （ウ）自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

ウ 障害物除去の方法

- （ア）救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- （イ）日常生活に欠くことができない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること。）

エ 障害物除去の対象となる戸数及び経費の限度額

災害救助法に基づく救助の種類及び期間の範囲内とする。

（2）道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合

は除去を実施する。除去にあたっては、予め指定された緊急輸送道路、災害時連絡道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は密に行う。

2. 廃棄物・ごみ処理作業

災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみ・廃棄物の排出が予想される。こうしたごみ、廃棄物は、以下に定める方法により迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

町の被害が甚大であり町長限りで処理不可能の場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、応援を求めて実施する。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（1）廃棄物の収集運搬

廃棄物の収集運搬は清掃班を編成して実施するものとし、班の編成基準は概ね次による。

ア ごみ処理班編成基準

- （ア）運搬車（トラック2 t 車） 1 台
 - （イ）作業員（人夫または奉仕団員による） 10 人
 - （ウ）所要器具 スコップ、とびろ、ホーク、ホーキ、作業衣類付属一式・・・作業員分
- 上記1班の一日処理能力 22 t

イ し尿処理班編成基準

- （ア）運搬車（1.8 t 車） 2 台 （運転手付）
 - （イ）作業員 8 人
- 上記1班の一日処理能力 8 キロリットル

（2）廃棄物の処理方法

ごみ処理は、焼却場にて焼却するもののほか必要に応じて埋立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

（3）廃棄物処理等の算出基準

ア 廃棄物・ごみ排出量の推定

廃棄物処理量は、概ね次の算出基準によって算出し、収集、処理の対策を講じる。

（ア）ごみ処理算出基準

- | | | |
|--------|--------|-------|
| 全壊（流出） | 1 戸につき | 1 t |
| 半壊 | 〃 | 0.5 t |
| 床上浸水 | 〃 | 0.2 t |
- $$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$$
- ＝要総処理量

（イ）し尿処理算出基準

$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \square = \text{要総処理量}$

（4）作業体制

廃棄物・ごみ処理は、基本的に環境衛生センターにより作業体制を確保するが、必要に応じて他市町村に応援を要請する。

（5）被災地域状況の把握

町職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握する。

（6）一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。また、住民へ速やかに、一時集積場所及び収集日時を広報する。

（7）環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

（8）健康被害の防止対策

建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者への指導に努める。

3. し尿処理作業

（1）処理体制の確保

ア 住民対応班は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制を速やかに確保する。

イ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

ウ し尿処理施設が被害を受けた場合には、損傷箇所の修理や希釈水の確保を図り、正常な運転を確保する。

（2）処理対策

ア し尿収集

し尿の収集について、管内の清掃業者等に協力を要請し、処理するものとする。

また、し尿の収集は、避難所等を優先的に行うものとする。

イ 仮設トイレの設置等

住民対応班は、断水等により、トイレの使用ができなくなった場合には仮設トイレを設置する。

また、必要に応じ、県及び相互援助協定の締結市町村に対し、仮設トイレ等の応援を要請する。

（ア）避難場所、避難所

a 町は、避難者の人数等の状況に応じて、仮設トイレを設置する。

b 避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、環境衛生の維持に努めるものとする。

（イ）地域、家庭

自宅で生活する被災者の生活と地域の衛生環境を確保するため、町は、地域の状況により、公園等に仮設トイレを設置する。

第2 防疫・保健計画

● 計画の方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、町は県と協力し、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施するものとする。

1. 防疫活動

（1）実施体制

災害の際の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

（2）実施計画

ア 実施方法

県の指導を受け、次の事項を実施する。

（ア）消毒

法第27条の規定により県の指示を受けて実施する。

（イ）ねずみ、害虫等の駆除

法第28条の規定により、県の指示を受けて実施する。

（ウ）患者等に対する措置

検病調査及び健康診断は、長生健康福祉センターが行うが、実施にあたってはこれに協力する。

検病検査の結果、必要により法第17条の規定を適用し健康診断を行う。

感染症患者等に対する措置については、町は、感染症患者を発見した場合には、速やかに県に連絡する。

長生健康福祉センターは、連絡を受けたときは、法第19条の規定により、必要に応じ当該患者及び保護者に対して入院させるよう勧告する。

（エ）避難所の防疫指導等

避難所は、施設の整備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いので、検防疫職員の指導のもとに町において防疫活動を実施する。

イ 防疫措置情報の収集・報告

災害発生直後において、警察及び消防等との連絡をとり、その被害状況などの情報を収集し、防疫措置の必要な地域、場所を把握する。

医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見につとめる。発見した場合又は疑いのある場合には、町災害対策本部及び長生健康福祉センターへ通報する。

ウ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

エ 防疫用薬剤の確保

長生健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

オ 報告

町は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。

2. 保健衛生対策計画

町は長生健康福祉センター等と連携して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。

（1）巡回健康相談の実施

地区医師会、精神保健福祉センター等との連携の下に保健活動を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

（2）入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

（3）食品衛生知識の普及

食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査に徹底を図る。

（4）精神医療、メンタルヘルスケアの実施

被災者の心理的ケアに対応するため、町は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第3 行方不明者の搜索・遺体処理

● 計画の方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

1. 実施体制

（1）実施体制

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、死体の搜索及び埋葬については、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

（2）町独自で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長は、検案医師等について、必要に応じて医療機関等に出動を命じるとともに、医師会、歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等に出動を要請するほか、県、他市町村に応援を求める。

3. 災害救助法による救助

町は、検案医師等について、必要に応じて長生郡市広域市町村圏組合長生病院に出動を命じ、茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害救助法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施するものとする。

（1）死体の搜索

住民対応班は、消防、警察、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索を行う。

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

（ア）死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

（イ）死亡した原因は問わないこと

イ 死体搜索期間

災害発生の日から10日以内

ウ 費用

搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費

（2）死体の処理

死体の収容及び処理は、住民対応班、消防機関を中心に収容処理班を編成し、収容及び処理にあたる。

ア 死体を処理する場合

（ア）災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

（イ）災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合

（ウ）死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第299条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検死（見分）終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

（ア）死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

（イ）死体の一時保存

（ウ）検案

ウ 限度額

死体の処理に要する費用については、災害救助法の基準に準じて行う。

エ 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

（3）埋葬

ア 埋葬を行う場合

（ア）災害時の混乱の際に死亡した者

（イ）災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 埋葬の方法

（ア）埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

（イ）埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 費用

埋葬のための費用は、災害救助法の基準に準じて行う。

様式5

行方不明者届出票

届出日：平成 年 月 日

		受付番号		受付者氏名	
氏名		性別	男・女	生年月日	
本籍地					
現住所					
届出人	氏名		住所		
			連絡先		
識別事項	(着衣、所持品、身長、体格その他特徴等)				

第4 応急住宅等対策計画

● 計画の方針

震災により家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理することができない者について応急仮設住宅を設置し、これを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、民生の安定を図るものとする。

1. 応急仮設住宅の建設及び供与

（1）実施体制

応急仮設住宅の設置は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行う。この場合において、知事の職権の一部の委任を受けた場合又は知事の実施を待つことができないときは、町長が行う。

本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

町長は、委任を受けて知事の職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

■ 応急仮設住宅の実施事項

実 施 事 項	実 施 者 等	
	災害救助法不適用時	災害救助法適用時
設置及び設置戸数の決定	町が決定	県が決定（町が要請）
設置計画の策定	町が策定	県が策定
設置場所の決定	町が決定	県が決定（町が協力）
建設・設置	町が建設・設置	県が建設・設置
入居者の選定	町が選定	県が選定（町が協力）
維持管理	町が維持管理	（県より委任され）町が維持管理

（2）災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、以下の場所に確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

■ 応急仮設住宅建設用候補地リスト

	候補地全体面積（㎡）	建設可能区域面積（㎡）	建設可能戸数（戸）
睦沢小学校	8,000	6,500	79
旧瑞沢小学校	3,200	2,000	32
睦沢中学校	16,000	10,000	138
睦沢こども園	2,640	1,700	24
中央公民館	1,600	1,600	28
妙楽寺区民センター	10,000	3,600	38
総合運動公園	10,050	8,500	110

イ 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者である。

ウ 建設住宅の型式、規模及び費用

（ア）建設住宅は平屋建とし、必要に応じこれと同程度の長屋建とする。

（イ）設置規模は災害救助法の限度内とする。

（ウ）応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

（エ）高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を仮設住宅として設置できる。

エ 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生に日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

（3）管理及び処分

ア 入居基準

入居者基準は災害時において現実に睦沢町に居住していることが明らかで、以下に掲げる者とする。

（ア）住家が全焼、全壊、又は流出した者であること

（イ）居住する家がない者であること

（ウ）自らの資力では、住家を確保することができない者であること

（エ）生活保護法の被保護者並びに要保護者

（オ）特定の資産のない失業者

（カ）特定の資産のない寡婦、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、傷病者等

（キ）特定の資産のない勤労者、小企業者

（ク）前号に準ずる経済的弱者

イ 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める 2 年以内とし、その目的を達成した場合の処分について

ては、災害救助法及びその運用による。

- (4) 仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要援護者に配慮していくとともに、災害時要援護者の優先入居に努めるものとする。

2. 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

(ア) 住宅の応急修理は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

(イ) 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(ウ) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、町長に救助を行わせることができる。

イ 町独自で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に最小限度の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は災害救助法の限度内とする。

イ 修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

3. 資材の調達要請

町は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4. 町営住宅の斡旋

町営住宅の空家戸数を常に把握し、台帳等を常に整備しておき、災害時に空家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋するものとする。その場合は災害時要援護者や老人・子供等の同居世帯を優先とする。

5. 被災建築物の応急危険度判定

町は、県の支援を求めつつ、被災建築物の応急危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊するおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的指導、相談についても、県の支援を求めつつ、運用体制の確立に努める。

第5 帰宅困難者・滞留者対策計画

● 計画の方針

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人（帰宅困難者）、帰宅困難者のうち大規模集客施設やターミナル駅等に滞留する人（滞留者）についての対応方法を検討・実施し、民生の安定を図るものとする。

1. 帰宅困難者・滞留者対策の実施

（1）帰宅困難対策の普及啓発

帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、通勤・通学者を中心に帰宅困難者対策支援啓発リーフレットの配布やポスターの掲示等による普及啓発を行う。

ア 帰宅困難者・滞留者対策における「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図ること

イ 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の使用について普及啓発を図ること。

（2）情報提供の方法

帰宅困難者の不安を取り除き混乱を防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供するため、インターネットによる交通機関等運行情報の提供を行う。

（3）一時滞在施設の開設及び施設への誘導

ア 一時滞在施設の開設

（ア）町は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

（イ）町は必要に応じて町内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

（ウ）町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

イ 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

ウ 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

（4）徒歩帰宅支援

ア 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

町及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

イ 徒歩帰宅支援

町及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の

被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページ、緊急速報メールなどを活用し提供する。

（5）帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、町は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

2. 防災関係機関等の役割

帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となることから、帰宅困難者に関連する全ての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携・協力して対策を行う。

また、個人が事前に準備・行動できること・すべきことを知ることは、大きな混乱や不安を防ぐことにつながることから、平常時からの一人ひとりの備えが重要であることを周知する。

